

だい じ かけがわした ぶん かきょうせいすいしん
第3次掛川市多文化共生推進プラン

たようせい い ともに ささ あ 未来に つなぐ まちづくり
～多様性を活かし ともに支え合い 未来につなぐまちづくり～

ねん ど
(2021～2025年度)



Working for Each Other with Diversity
to Build a Future Community

ねん れいわ ねん がつ
2021年(令和3年)3月



かけ がわ し
掛川市

はじめに

掛川市の外国人住民は、人口のおよそ4%を占める
約4,500人で、全国平均に比べると高く、日々の暮
らしにおいても、まちづくりの場面でも日本人市民と
同様の関わりを持っている外国人市民が数多く生活して



います。そのため、掛川市では、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的
違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に
生きていくこと」を目指して、多文化共生のまちづくりを推進しております。

掛川市では、平成25年に施行した「掛川市自治基本条例」において、外国人
住民も市民のひとりとして、まちづくりに参加する権利を有すると捉えており、
これを受けて、平成26年に施行した「掛川市住民投票条例」では、外国人
住民を投票資格者に含むこととし、外国人市民が市民参画する重要な機会の
実現を図ることとしました。

今回の「第3次多文化共生推進プラン」の策定にあたっては、外国人市民の
増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現
の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった新たな時代の流れを読み、
「つなぐ」という言葉をキーワードとして、プランの策定を行いました。

こんご たぶんかきょうせい すいしん きよ そしき だんたい きぎょう がっこうとう れんけい きょうどう
今後、多文化共生の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働、

がいこく も だい せだい しゃかいさんかく すいしん きほんりねん たようせい い
外国にルーツを持つ第2世代の社会参画を推進し、基本理念である「多様性を活

かし とともに支え合い 未来につなぐまちづくり」の実現に向け、施策の推進を

はが にほんじんしみん がいこくじんしみん みぢか だれ ちいきしゃかい
図ってまいります。日本人市民と外国人市民がより身近になり、誰もが地域社会

いちいん かつやく しゃかい めざ かけがわし しょうらいぞう きぼう み
の一員として活躍する社会を目指し、掛川市の将来像である「希望が見えるま

ち・誰もが住みたくなるまち掛川」が実現できるよう努めてまいります。

むす ほん さくてい ごいけん ごきょうりよく かけがわし
結びに、本プランの策定にあたり、御意見、御協力をいただきました掛川市

たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかいいいん みなさま まちょう
多文化共生社会推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントで貴重

ごいけん ごていげん よ みなさま あつ れいもう あ
な御意見や御提言をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。

2021 (令和3) 年3月

かけがわしちょう
掛川市長



目

次

第1章 プランの策定にあたって

1	目的	1
2	位置付け	2
3	期間	3
4	策定の経緯	3

第2章 掛川市の外国人市民の状況

1	外国人市民の推移	4
2	外国人市民の多国籍化	5
3	外国人市民の在留資格	5
4	外国人市民に関するアンケート調査結果	6
5	第2次掛川市多文化共生推進プランの現状と課題	16

第3章 プランの考え方

1	基本理念	18
2	施策の柱	19
3	掛川市多文化共生推進のイメージ	20
4	施策の推進体制	21

第4章 プランの内容

1	体系図	23
2	施策の一覧	
(1)	人につなぐ	25
(2)	地域につなぐ	26
(3)	未来につなぐ	28

第5章 プランの施策

1	重点施策	29
2	施策推進事業の一覧	
(1)	人につなぐ	36
A	コミュニケーションの支援	
B	異文化の認識	
(2)	地域につなぐ	38
C	協働の推進	
D	安心した生活のために(医療、健康、福祉)	
E	防犯・防災への対応	
F	雇用の充実	
(3)	未来につなぐ	41
G	こどもの教育環境の整備	
H	外国人市民の活躍	

だい じ かがわし たぶん かきょうせいすいしん さくてい ぜんたいにってい
第3次掛川市多文化共生推進プラン策定 全体日程

かがわしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかいきてい
掛川市多文化共生社会推進協議会規程

かがわしたぶん かきょうせいすいしん さくていいんかいせつちようこう
掛川市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

かがわしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかいいんめいぼ
掛川市多文化共生社会推進協議会委員名簿

かがわしたぶん かきょうせいすいしん さくていいんかいいん ぶかいいんめいぼ
掛川市多文化共生推進プラン策定委員会委員・ワーキング部会員名簿

ざいりゆうしかくいちらん
在留資格一覧

ちいき たぶん かきょうせいすいしん かいてい がいよう
「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要



第1章 プラン策定にあたって

1 目的

掛川市では、2016（平成28）年に「お互いが思いやりつながる 多様性を活かしたまちづくり」を目指して、「第2次掛川市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会実現のため、各施策を推進してまいりました。

掛川市の外国人市民は、2021（令和3）年3月現在、4,482人となっており、市内人口の3.8%を占めています。2005（平成17）年4月の新掛川市誕生以降、本市で生活する外国人は年々増加していましたが、2008（平成20）年9月の世界同時不況や2011（平成23）年3月の東日本大震災があり、職や住居を失い帰国する方が増えました。

一方では、そのような状況下でも帰国せずに日本での生活を選択した方をはじめ、全国的に外国人の定住化が進み、2019（平成31）年4月の出入国管理及び難民認定法の施行等により、掛川市においても技能実習生や東南アジアからの外国人が増加し、在留外国人の数は再び増加傾向にありました。

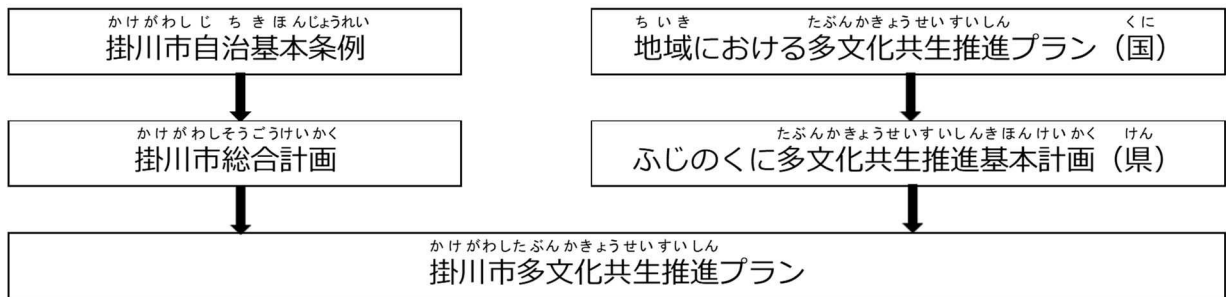
このような中、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルスの影響により非正規雇用の多い外国人の生活は不安定な状況にあります。また、総務省においては、地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため策定した「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）について、2020（令和2）年9月に、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ、改訂が行われました。

このように変化を続ける時代の流れを読み、外国人市民と日本人市民のように、国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に地域を支えていく仲間として、互いを認め合いながら共にまちづくりに参画する多文化共生社会の実現を目指し「第3次掛川市多文化共生推進プラン」を策定します。

2 位置付け

本プランは、掛川市の行政運営の指針である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの観点を踏まえた掛川市第2次総合計画に沿った内容であり、その他の関連計画とも整合を図っていきます。また、2016(平成28)年3月に掛川市が策定し、推進を行ってきた第2次掛川市多文化共生推進プランの進捗状況及び本市の実情や特性等を踏まえ、策定しています。

掛川市多文化共生推進プランの位置づけ(体系図)



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは?

持続可能な開発目標 (SDGs[エス・ディー・ジーズ]: Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「我々の世界を変革する: 持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成され、地球上の誰一人として取り残さない (no one will be left behind) ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、我が国においても積極的な取組が進められています。

掛川市は、SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けて優れた取組を提案する「SDGs 未来都市」として、2020年7月17日に選定されました。第2次掛川市総合計画を推進するため、世界的な課題であるSDGsを意識し、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに取り組みます。



3 期間

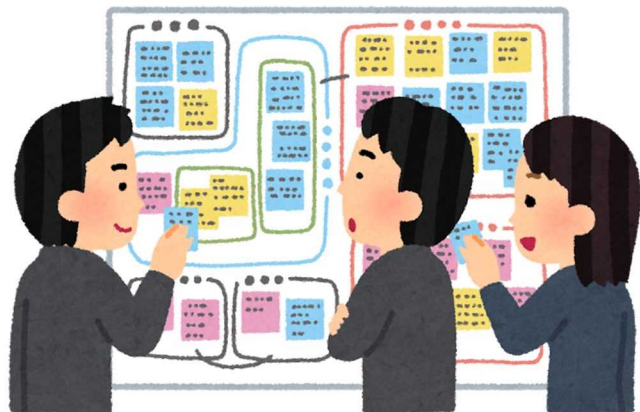
本プランの期間は、2021(令和3)年度を初年度とし、2025(令和7)年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

4 策定の経緯

掛川市では、2011(平成23)年3月に掛川市多文化共生推進プランが策定されて以降、各施策項目の推進を図るとともに、掛川市多文化共生社会推進協議会においてその進捗状況を毎年協議、評価してきました。

併せて、2020(令和2)年10月には、市役所内に「掛川市多文化共生推進プラン策定委員会・ワーキング部会」を設置しました。

協議会や委員会等においては、それぞれの持つ背景や経験、立場を生かし、お互いに連携しながら検討しました。



第2章 掛川市の外国人市民の状況

1 外国人市民の推移

掛川市における在留外国人の人口は、2020（令和2）年4月1日現在、4,641人です。掛川市総人口に占める割合は3.95%で、市民の約30人に1人が外国籍の住民という計算になります。

静岡県内においては第8位で、静岡県の在留外国人に占める掛川市の割合は4.72%です。

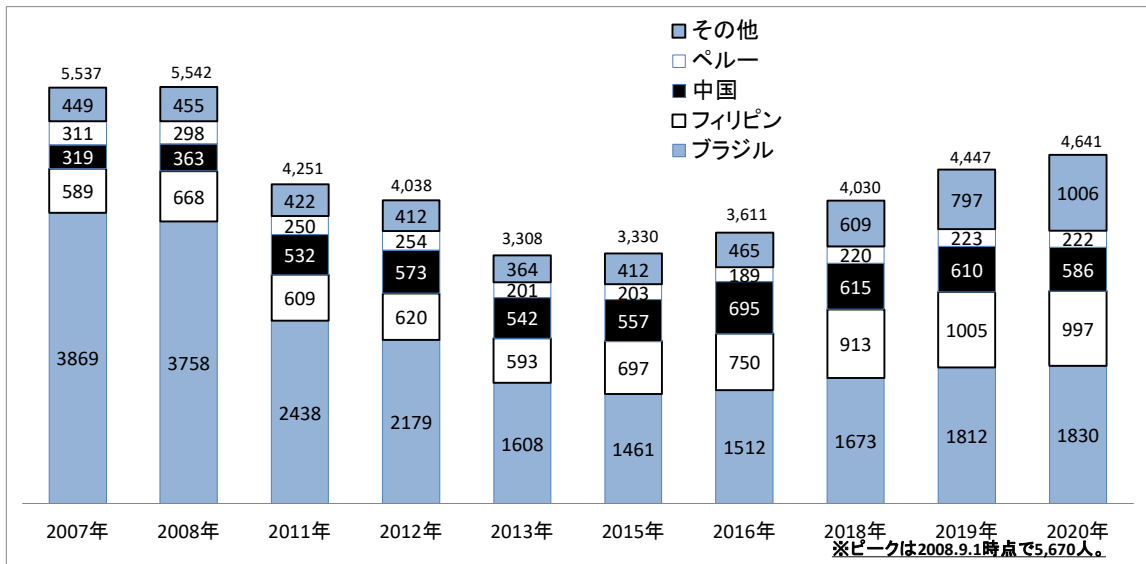
掛川市内の在留外国人人口も県内の動きと同様に、2008（平成20）年の世界同時不況や2011（平成23）年3月の東日本大震災の発生により、減少が続きましたが、2015（平成27）年以降、増加傾向に転じました。

外国人人口割合県内上位の状況

市町名	総人口	外国人人口	人口に占める割合
1 菊川市	48,474	3,735	7.71%
2 湖西市	59,560	3,499	5.87%
3 吉田町	29,559	1,701	5.75%
4 袋井市	88,316	4,798	5.43%
5 牧之原市	45,350	2,290	5.05%
6 磐田市	169,673	8,478	5.00%
7 清水町	32,192	1,287	4.00%
8 掛川市	117,383	4,641	3.95%
9 焼津市	139,217	4,628	3.32%
10 御前崎市	32,067	1,059	3.30%
11 浜松市	800,870	25,848	3.23%
静岡県	3,697,427	98,234	2.66%

静岡県住民基本台帳 月報（令和2年4月1日現在）

掛川市の外国人人口推移



注）2013年以降は住民基本台帳の登録者数。
2012年以前は外国人登録制度による人数算出。

＜掛川市における外国人人口と割合（各年4月1日現在）＞

	2008年 (平成20年)	2011年 (平成23年)	2013年 (平成25年)	2016年 (平成28年)	2018年 (平成30年)	2020年 (令和2年)
外国人人口	5,542	4,251	3,308	3,611	4,030	4,641
総人口	120,903	119,612	118,022	117,520	117,605	117,383
外国人の占める割合	4.58%	3.55%	2.80%	3.07%	3.43%	3.95%

2 外国人市民の多国籍化

国籍別に見て、前回策定時の2016（平成28）年の人口と比較すると、ブラジル、フィリピン、中国の上位は変動ありませんが、近年ではベトナム、インドネシア、スリランカなどのアジア圏を中心とした人口の増加が見られ、多国籍化が進んでいます。これらの主な在留資格は技能実習となり、前回の策定時と比べると1.26倍の832人となっています。

3 外国人市民の在留資格

掛川市における外国人市民を国籍や在留資格別に見ると、ブラジルやフィリピンは永住者の方が多いのに比べ、中国やベトナム、インドネシアなどは技能実習の方の割合が多く、国籍によって在留資格にも違いがあることが分かります。

在留資格別に視点を換え、前回策定時の2016（平成28）年と2020（令和2）年と比較すると、「技術・人文知識・国際業務」が2.49倍、企業内転勤が9.25倍、「留学」が16.33倍、「特定活動」が6.33倍と増加しています。

また、外国人市民の定住化に目を向けてみると、前回策定時の2016（平成28）年の永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等、定住者・特別永住者と2020（令和2）年とその人口を比較すると、外国人人口における割合は減っている（77.56%→73.30%）ものの、人口自体は計601人増加しており、定住化が進んでいることが見受けられます。

外国人国籍・在留資格別人員調査表

各年4月1日

年度	教授	宗教	経営・管理	研究	教育	技術	人文知識・国際業務	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤
2016(平成28)年	1	0	2	0	10	16	8	33	4
2020(令和2)年	1	2	4	1	5	0	0	142	37
差(令和2-平成28)	0	2	2	1	-5	-16	-8	109	33

年度	技能	技能実習1号イ	技能実習1号ロ	技能実習2号イ	技能実習2号ロ	技能実習3号イ	技能実習3号ロ	特定技能1号	留学
2016(平成28)年	20	245	147	5	263	0	0	0	3
2020(令和2)年	23	109	247	17	414	2	43	5	49
差(令和2-平成28)	3	-136	100	12	151	2	43	5	46

年度	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	特別永住者	合計
2016(平成28)年	2	42	9	1,715	239	66	731	50	3,611
2020(令和2)年	2	79	57	1,935	262	100	1,064	41	4,641
差(令和2-平成28)	0	37	48	220	23	34	333	-9	1,030

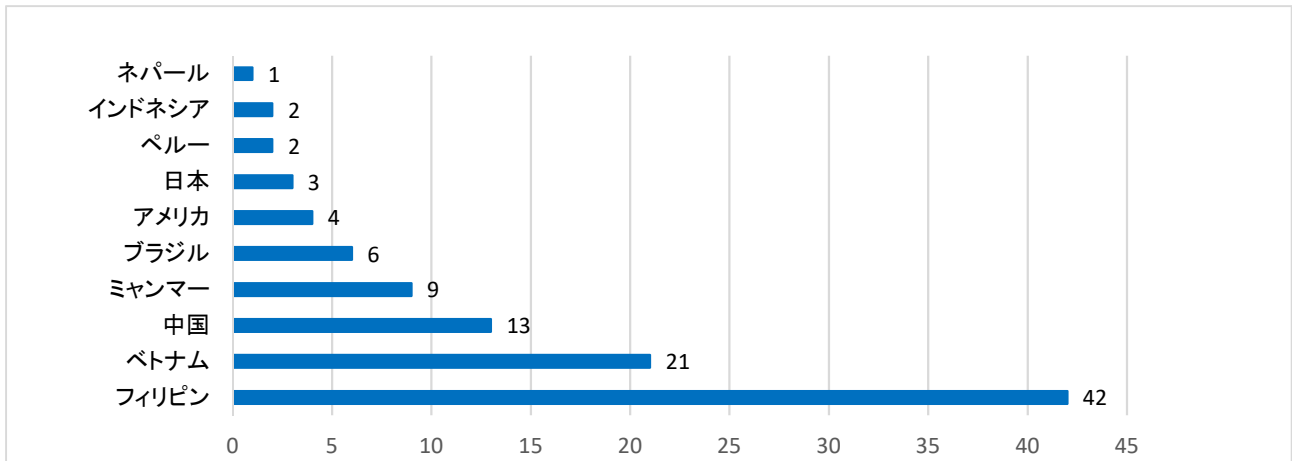
4 外国人市民に関するアンケート調査結果

掛川市に住んでいる外国人市民のみなさんの生活状況について知ることで、より皆さんに役立つ多文化共生施策を進めるため、掛川市多文化共生社会推進協議会委員を中心として行ったアンケートについては、以下のとおりの結果となりました。

(1) 国籍について

アンケートの回答として一番多かったのは、フィリピンの42件(40.8%)、次いでベトナムの21件(20.4%)、中国の13件(12.6%)となりました。

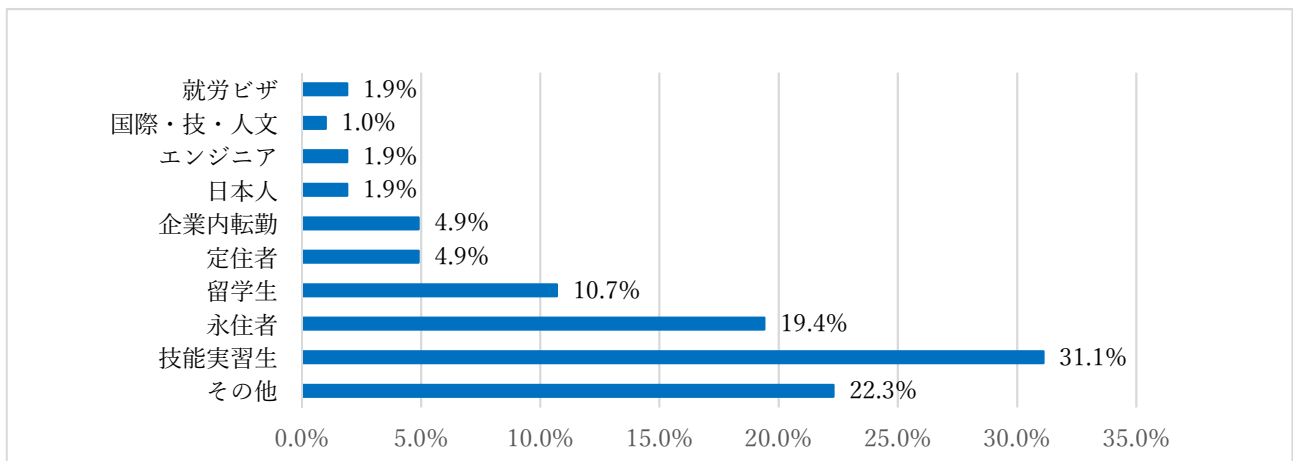
(回答数は103件)



(2) 在留資格について

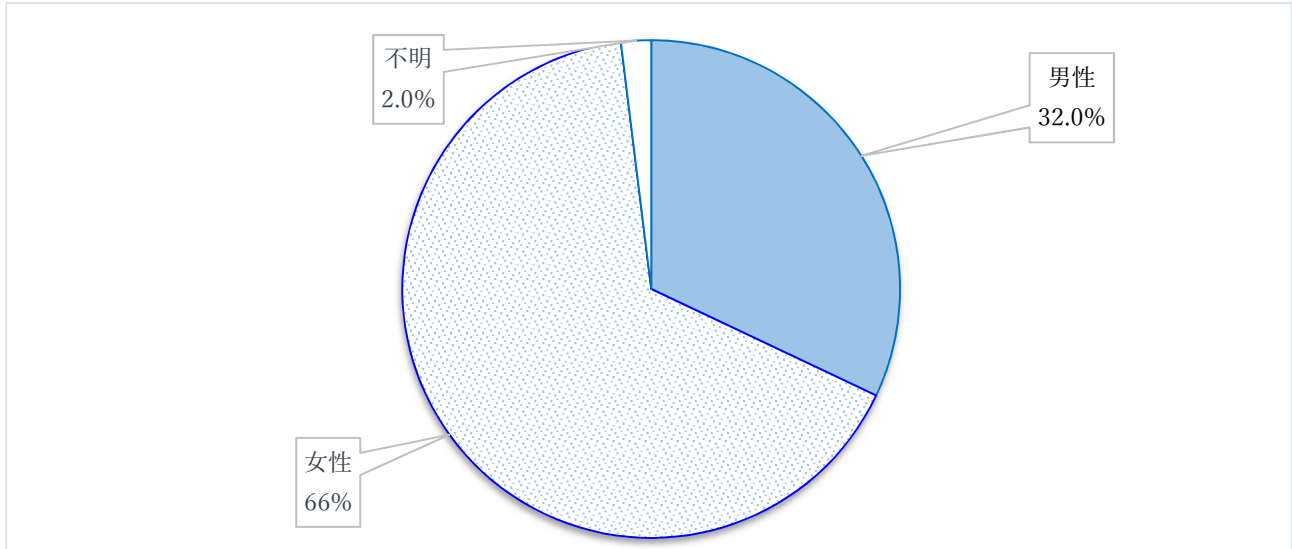
技能実習生が1番多く32件(31.1%)、次いで永住者の20件(19.4%)、留学生11件(10.7%)となりました。

なお、その他となっているものの多くは長期滞在との回答でした(回答数は103件)。



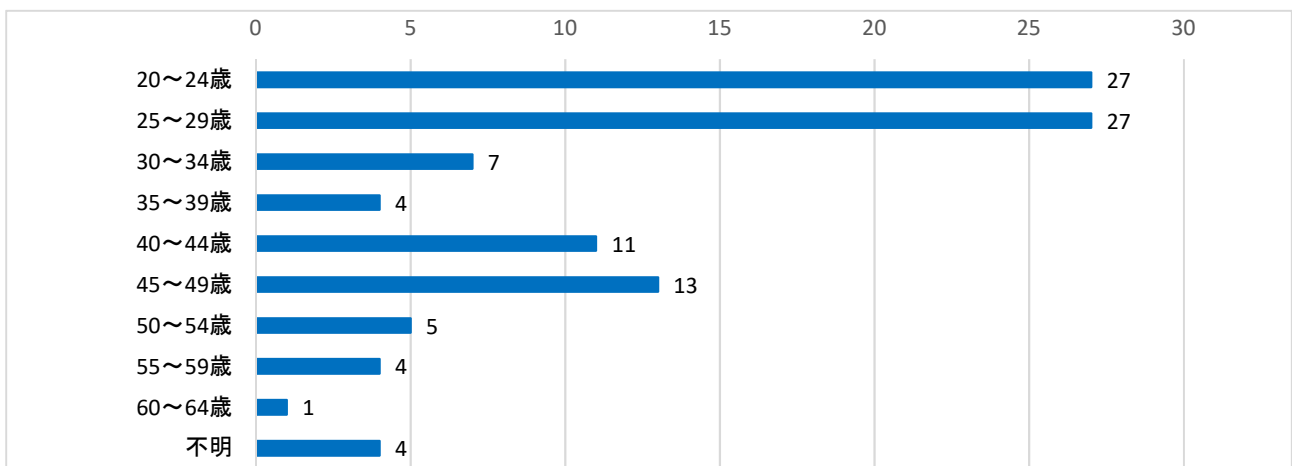
(3) 性別について

「男性」という回答が 33件 (32.0%)、「女性」という回答が 68件 (66.0%)、「不明」という回答が 2件 (2.0%) となりました。(回答数は103件)。



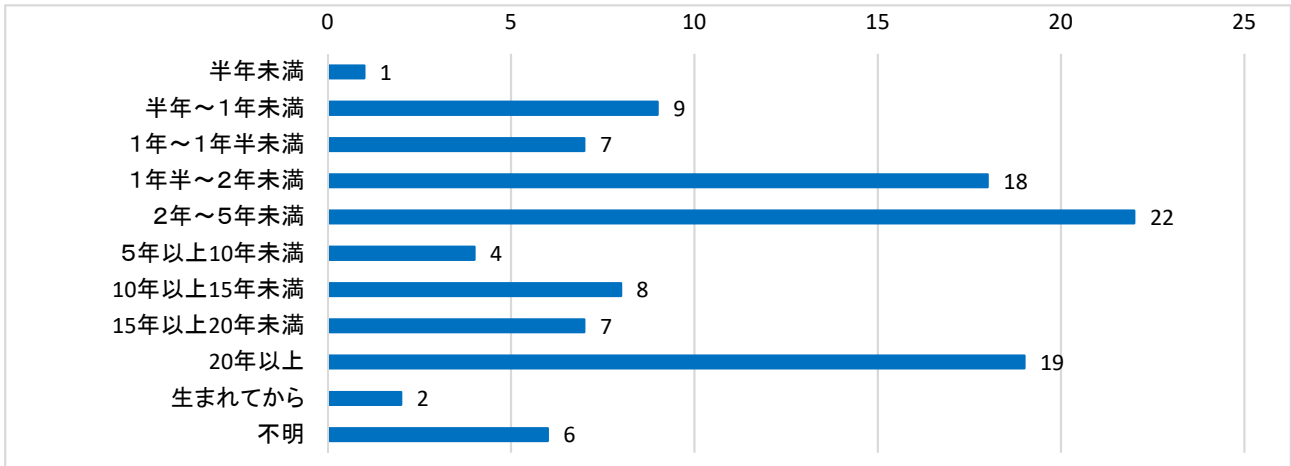
(4) 年齢について

「20～24歳」と「25～29歳」という回答が最も多く各27件 (26.2%)、次いで「45～49歳」の13件 (12.6%)、4番目が「40～44歳」の11件 (10.7%) となりました。(回答数は103件)。



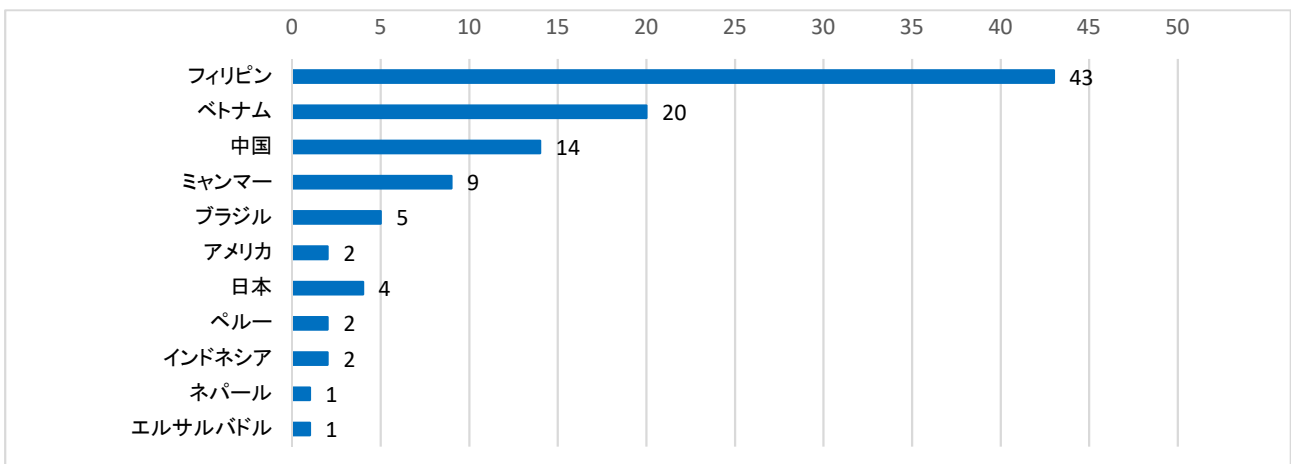
(5) 滞在年数について

「2～5年未満」という回答が最も多く22件(21.4%)、次いで「20年以上」の19件(18.4%)、3番目が「1年半～年未満」の18件(17.5%)となりました。(回答数は103件)。



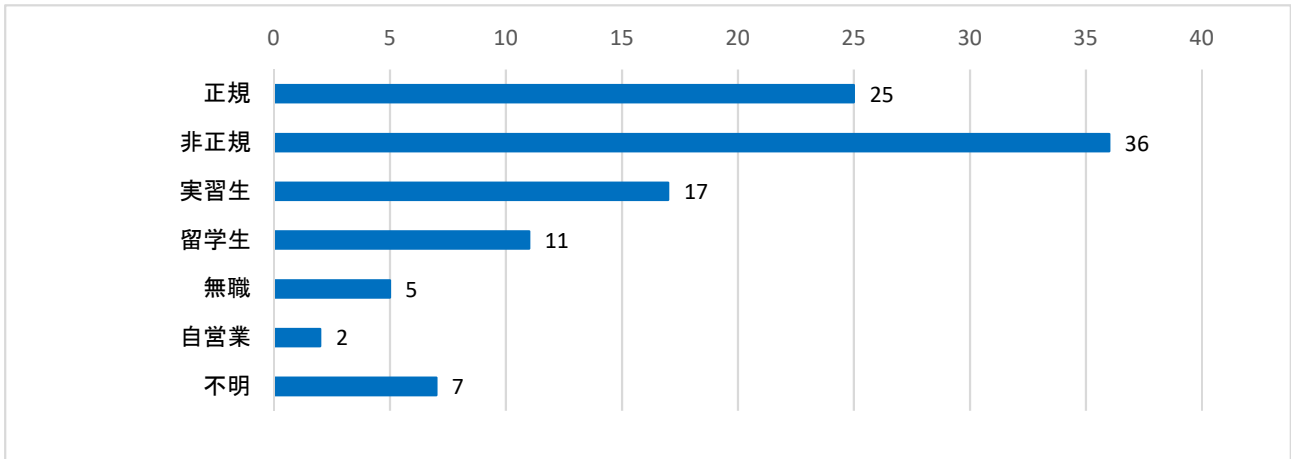
(6) 出生地について

「フィリピン」が最も多く43件(41.7%)、次いで「ベトナム」の20件(19.4%)、「中国」の14件(13.6%)となり、日本出生者も4名(3.9%)という回答がありました。(回答数は103件)。



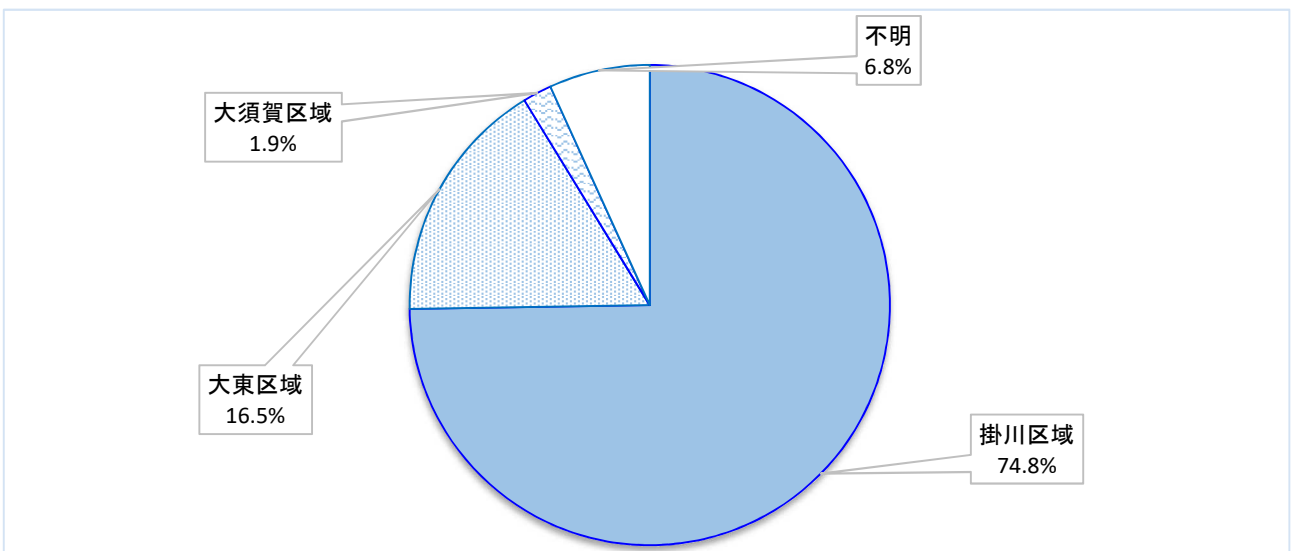
(7) 仕事について

「非正規雇用」が最も多く36件(34.9%)、次いで「正規雇用」の25件(24.3%)、3番目が「技能実習生」の17件(16.5%)となりました。(回答数は103件)。



(8) 住んでいる地域について

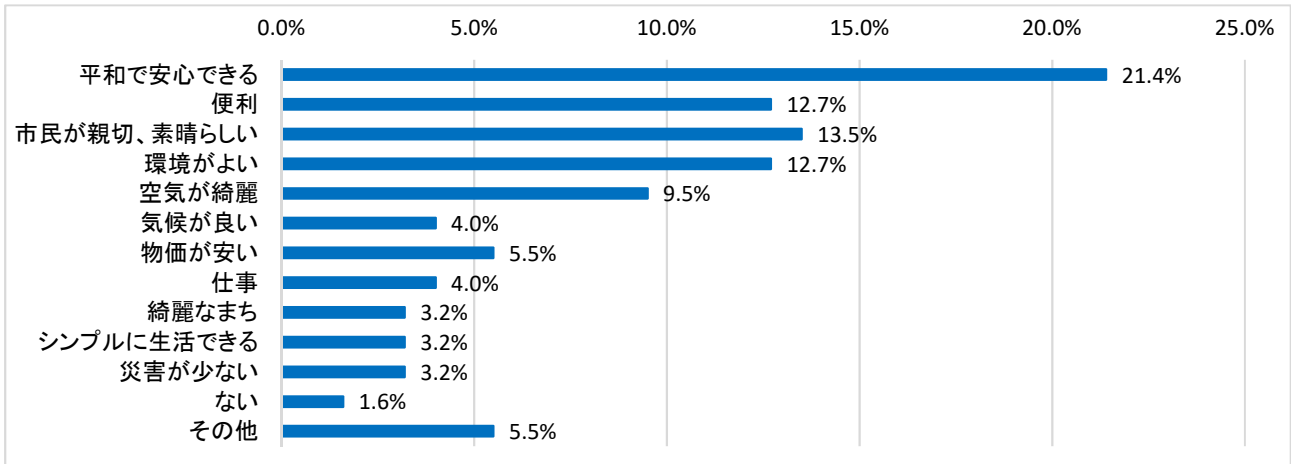
「掛川区域」という回答が77件(74.8%)、「大東区域」という回答が17件(16.5%)、「大須賀区域」という回答が2件(1.9%)、「不明」という回答が7件(6.8%)となりました。(回答数は103件)。



(9) 掛川に住んで良かったことについて

「平和で安心できる」という意見が最も多く27件(21.4%)、次いで「市民が親切で素晴らしい」が17件(13.5%)、3番目として2件同数の「便利である」、「環境が良い」という意見が各16件(12.7%)となりました。

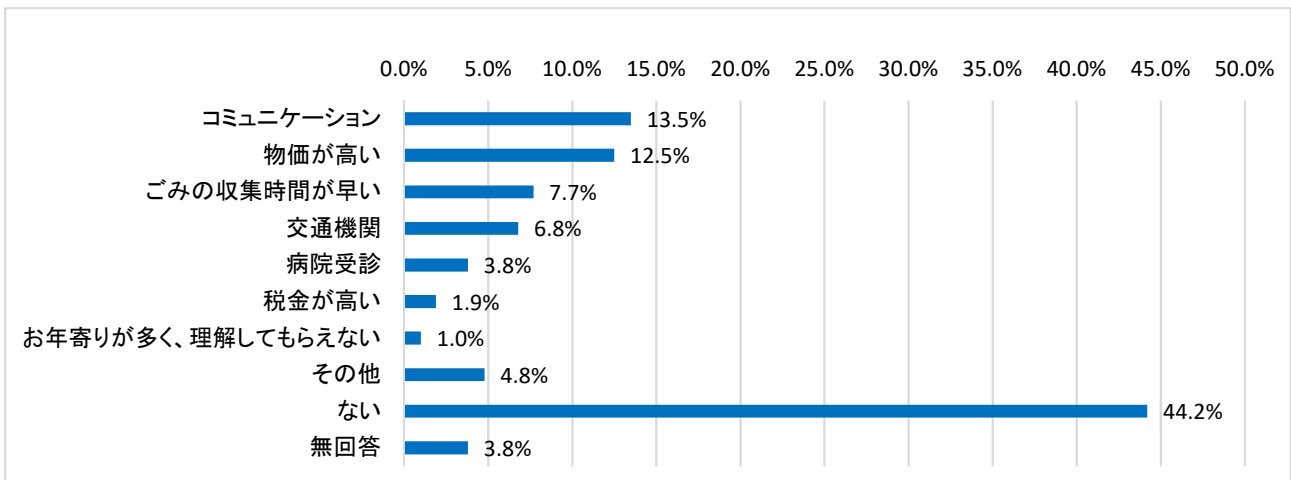
(回答数は126件:複数回答あり)



(10) 掛川市で生活をしていて、困ったことについて

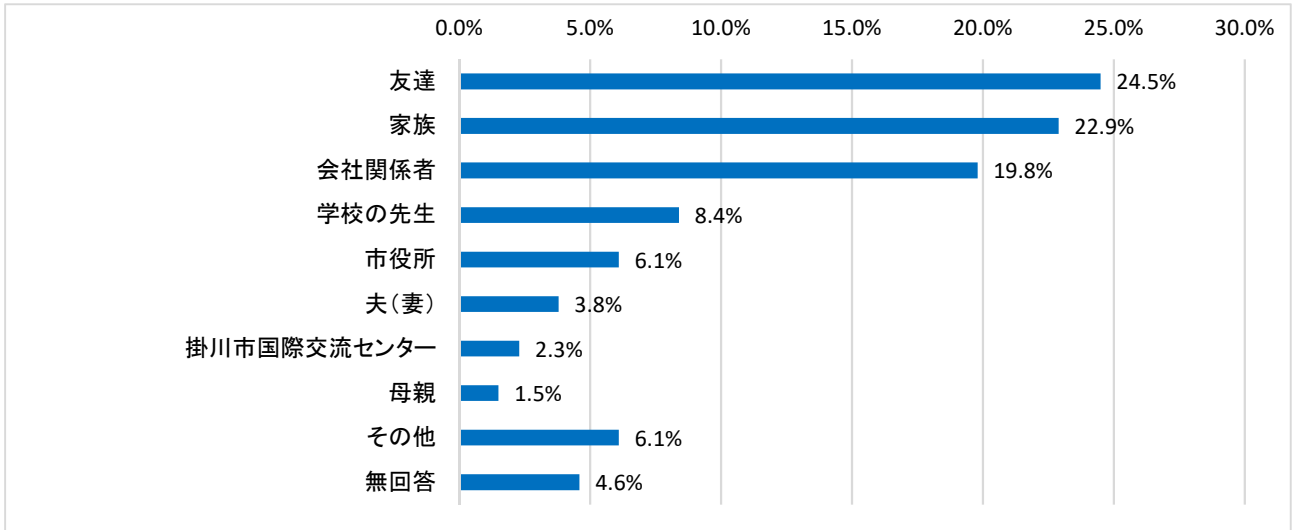
「ない」という意見が最も多く46件(44.2%)、次いで「コミュニケーション」が14件(13.5%)、物価が高いが13件(12.5%)となりました。

物価については、問8では物価が安いと答えた7件(5.5%)と相反する結果となっています。(回答数は104件:複数回答あり)



(11) 困った時の相談相手について

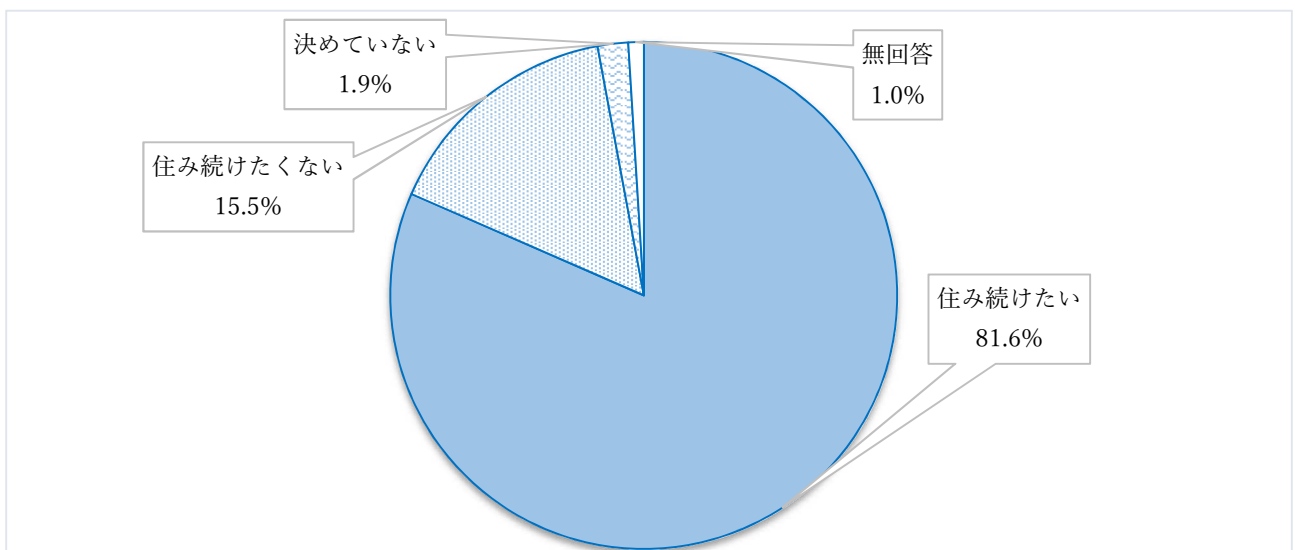
「友達」という意見が最も多く32件(24.5%)、次いで「家族」の30件(22.9%)、そして「会社関係者」の26件(19.8%)、学校の先生の11件(8.4%)と身近な方が相談相手となっているケースが多く見られました。(回答数は131件：複数回答あり)



(12) 今後の生活について

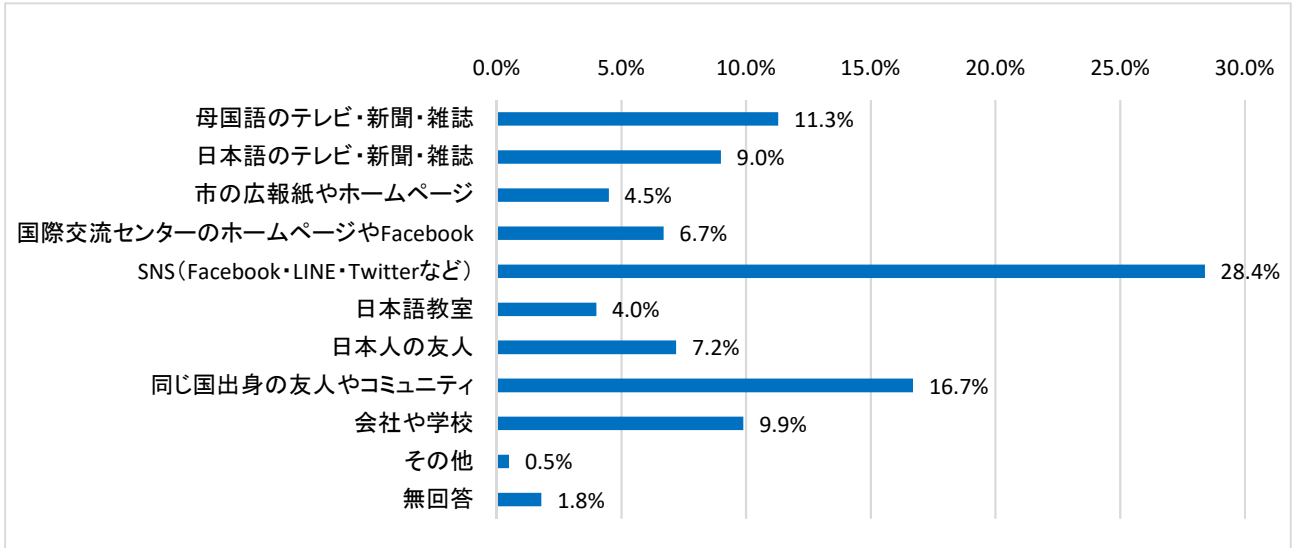
「今後も掛川市に住み続けたいですか?」という問いに対して、「住み続けたい」が84件(81.6%)、「住み続けたくない」が16件(15.5%)となりました。

「住み続けたい」の主な理由は、「仕事がある」や「暮らしやすい」という意見が多く、「住み続けたくない」の主な理由は「国や家族が恋しいから」、「賑やかな街へ行きたい」という技能実習生の意見が多く見られました。(回答数は103件)



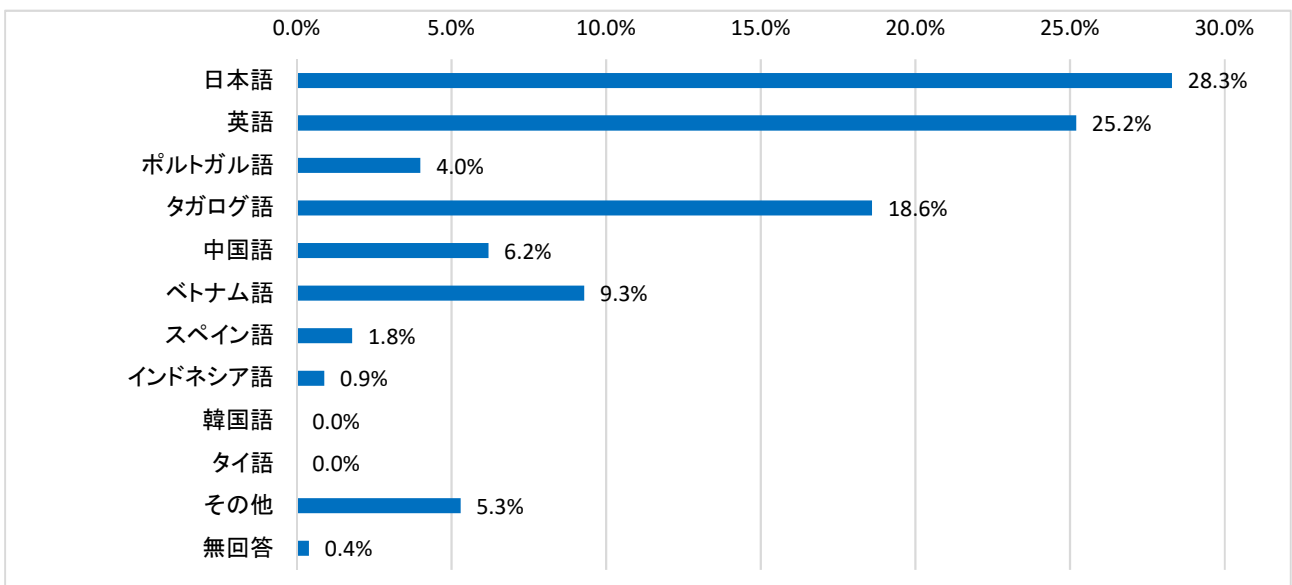
(13) 普段の生活に必要な情報入手先について (複数回答可)

掛川や日本で生活していく上での生活情報等の入手先については、Facebook・LINE・Twitter等を活用したSNSや同じ国出身の友人やコミュニティといった身近な方からの情報発信によるものが多く見られました。(回答数は222件:複数回答あり)



(14) 理解のできる言語について (複数回答可)

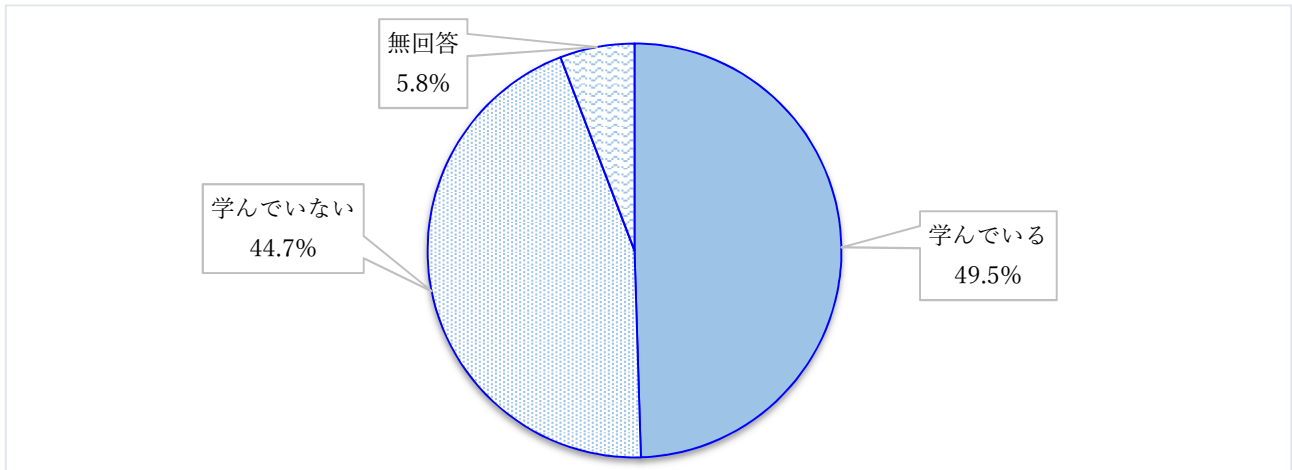
回答した方の出身国によるものが多いりましたが、回答数の多いフィリピン出身者の特徴としては、日本語・英語・タガログ語の3か国語が分かる方が多く見られました。(回答数は226件:複数回答あり)



(15) 日本語の学習状況について

「学んでいる」が51件（49.5%）、「学んでいない」が46件（44.7%）という、おおよそ半々の結果となりました。

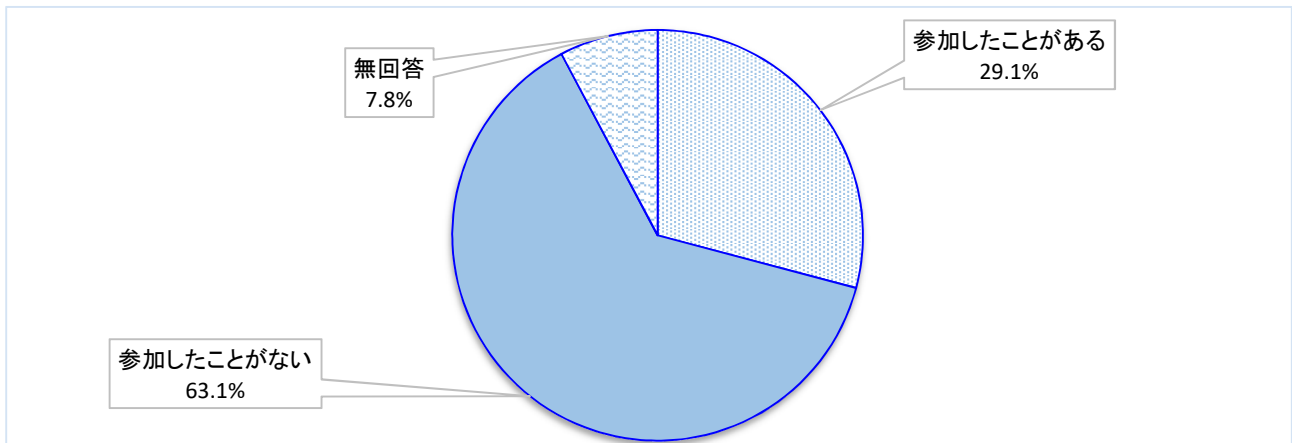
「学んでいる」の主な学習方法は、本やアプリを使っての自主学習、日本語学校での学習があげられ、「学んでいない」の主な理由は、仕事等で時間が無い、学習済との意見が多くありましたが、技能実習生の中には学びたいという意思があるものの、時間的な余裕がないとの意見も見られました。（回答数は103件）



(16) 地域のお祭りや行事に参加について

自分の住んでいる地域のお祭りや地域の行事の参加状況についての回答は「参加したことがある」が30件（29.1%）、「参加したことがない」が65件（63.1%）となりました。「参加したことがある」の主なものは、秋祭り、納涼祭などのイベント系のもものが多くありましたが、少数ではありますが、自治会というものもありました。

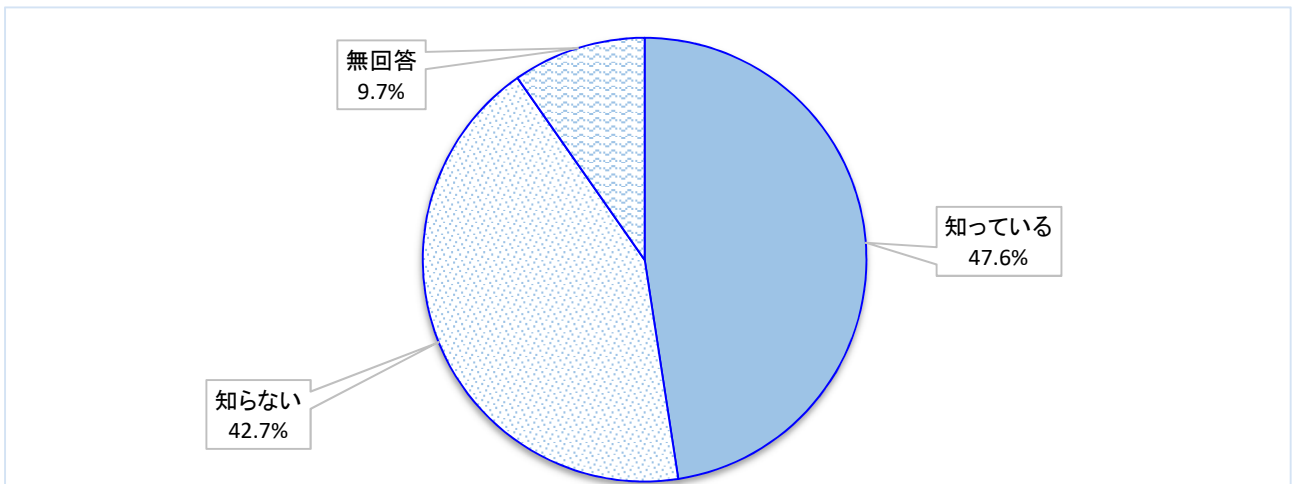
反面、「参加したことがない」の主な理由は、仕事等で時間が無いが多くを占め、お祭りや花火大会などが参加希望先としてあげられました。しかしながら、言葉が通じないから参加したくないとの意見も少数ではありますが、意見としてあげられました。（回答数は103件）



(17) 避難場所について

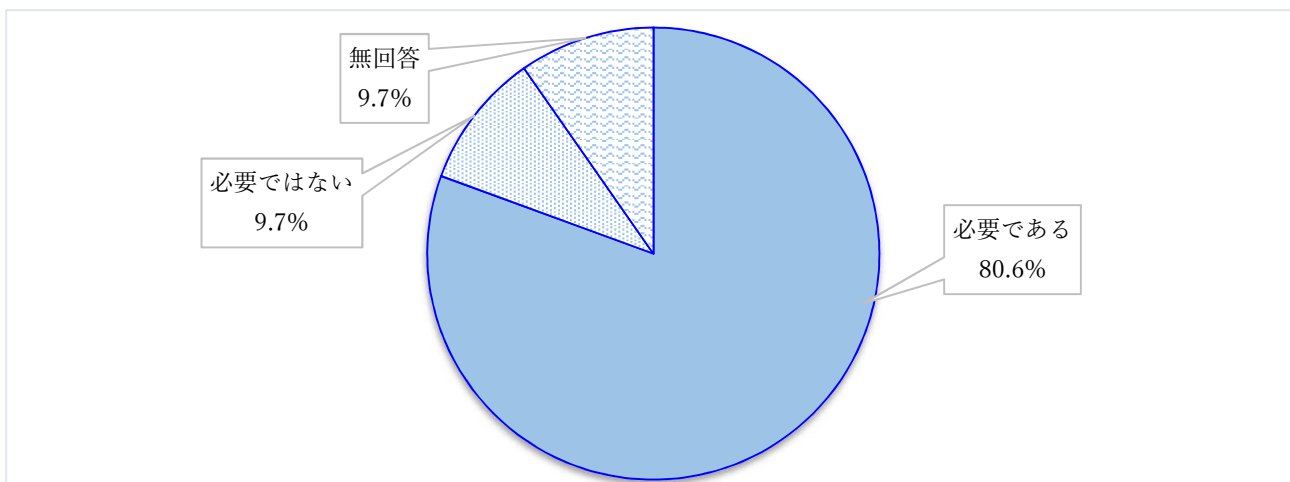
地震や台風、大雨による水害などの災害が発生した場合の避難場所についての質問に対して、「知っている」が49件（47.6%）、「知らない」が44件（42.7%）となりました。「知っている」の主な情報の入手先は、学校や近所、家族、自治会やコミュニティといった身近な方からのものが多くありました。

どのようにしたら知ることが出来るかについては、スマホのアプリや携帯やSNSといった携帯電話で完結できるようなものが多く見られました。（回答数は103件）



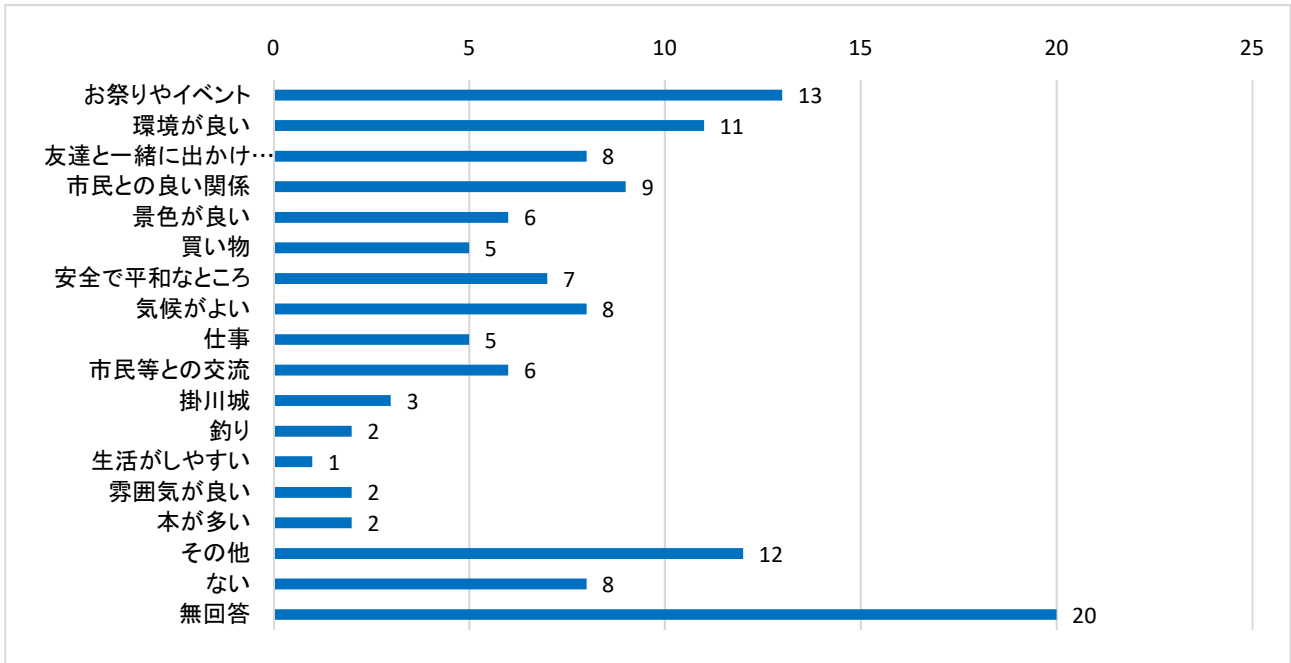
(18) 市から災害情報などを伝える情報アプリについて

「必要」が83件（80.6%）、「必要ではない」が10件（9.7%）という結果となりました。「必要」の主な理由は、情報を知ったら準備が出来るから、すぐに確認できるから、便利だから等があげられ、「必要ではない」の理由は、漢字が分からないから、高齢者はスマホを持っていないから、実用的ではないということがあげられました。（回答数は103件）



(19) 掛川市で生活して楽しい(楽しみ)なことについて

「お祭りやイベント」「環境が良い」「市民との良い関係」といったものが多く、「気候」や「景色」などについても高評価を得ています。その他の意見として「これから色々知りたい」というものもありました。(回答数は128件：複数回答あり)



(20) その他自由意見について

その他の自由意見として以下のようなものがあげられました。

- ・掛川は好きだから友達に勧めている
- ・市役所の社会福祉が良いサービスをしている
- ・掛川市はきれいな市で、市民たちも規則正しいから続けて住みたい
- ・良い政治とまち
- ・日本語があまり得意でないため、防災情報の多言語化をしてほしい
- ・もっと情報が欲しい
- ・お互いの理解を深めるため、もっと外国人市民と日本人市民の交流の場がほしい
- ・お祭りなどについて教えてほしい
- ・買い物や遊ぶのに便利だから、大きなショッピングセンター(スーパー・コンビニ)がほしい
- ・物価が安くなってほしい
- ・自分の住んでいるところの近くに公園がないこと(子ども達と一緒に遊べる場所)
- ・我々がより良い生活が送れるように、外国人に対する計画を作ってほしい
- ・口頭だけでは役に立たないから、多文化共生を真剣に考慮し、実行してほしい
- ・もっと日本語教室をやってほしい
- ・税金が高い

など

5 第2次掛川市多文化共生推進プランの現状と課題

(1) 第2次掛川市多文化共生推進プランの進捗管理

第2次掛川市多文化共生推進プラン（以下「第2次プラン」という）について、推進計画に基づき、毎年度、各担当課により進捗度を評価し、次年度の事業推進を図っています。

評価の基準は、以下の4段階としています。

- A：当初計画に比べ、計画時の見込みを超える成果が認められる
- B：概ね当初計画どおりの実施により、一定の成果が認められる
- C：当初計画どおりの実施が困難であったため、実施方法を変更したことにより一定の成果が認められる
- D：当初計画どおりの実施が困難で、見込みを下回る成果となっている、または現形態での事業実施が困難

(2) 第2次プランの取組状況

第2次プランは、4つの柱8つの基本施策、35の具体的な施策に対して83の関係事業を展開しております。

2019（令和元）年度において、83の関係事業のうち、38.5%の32事業が当初計画に比べ、計画時の見込みを超える成果が認められるというAレベル、40事業の48.2%が概ね当初計画どおりの実施により、一定の成果が認められるBレベルの評価をしました。このように約87%の事業が概ね計画どおり実行がされた一方で、当初どおりの実施が困難であったC、Dレベルの報告は、Cが5事業の6%、Dが6事業の7.3%となりました。

D評価の事業

- ・メール配信サービスの多言語化
- ・ルビつきホームページの拡充
- ・各種メディアとの連携
- ・自治区役員等を対象とした多文化共生に関する研修会の開催
- ・外国人の子どもたちの教育について地域ぐるみで取り組む体制整備
- ・ごみ集積所付近への自治区や地域社会の情報掲示に対する支援制度の創設

(3) 今後の課題

2019（令和元）年度にD評価であった事業のうち、掛川市のホームページについては、2020（令和2）年に、ホームページを更改し、多言語の翻訳機能やふりがな機能が追加され、着実に進展しているものもあります。

しかし、外国人市民アンケートによると、情報入手方法は、Facebook、LINE、TwitterなどのSNSが最も多いことがわかりました。また、避難場所を知らない外国人市民も42.7%、災害情報アプリを必要とする方は、80%となるなど、多言語による情報発信の方法には課題があることがわかります。

さらに、外国人市民と日本人市民がともに地域社会の一員として活躍するためには、自治会への加入について、第2次プランに引き続き働きかけていく必要があります。第2次プランを継承するとともに外国人市民の地域参画の方法を、新たに研究しながら、地域、企業、学校等、連携し、進めていく必要があります。

第2次掛川市多文化共生推進プラン
 ～お互いが思いやりつながる 多様性を活かしたまちづくり～
 （2016～2020年度）

重点施策

- 重点1 多言語対応に必要な要員の適正配置
- 重点2 多種情報・案内等の多言語化・やさしい日本語化
- 重点3 教育環境・体制の充実
- 重点4 多種検診・相談の多言語対応に必要な要員の適正配置
- 重点5 交通安全・防犯・防災意識の啓発
- 重点6 外国人も活躍できる地域づくり

第3章 プランの考え方

1 基本理念

多様性を活かし ともに支え合い 未来につなぐまちづくり

～Working for Each Other with Diversity to Build a Future Community～

現在の掛川市総合計画では新たに持続可能なまちづくりを目指す SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れられています。また、掛川市は自治基本条例に基づき、「協働のまちづくり」を進めてきました。

様々な文化や生活習慣など多様な市民が共に暮らし、それぞれが活躍し、誰一人として取り残さない社会を未来につないでいくためには、「協働」は欠かせないと考えます。

これを踏まえ、第3次プランにおいての基本理念を「多様性を活かし ともに支え合い 未来につなぐまちづくり」と掲げました。これは多国籍、多文化、老若男女など様々な立場や環境の人、もの等がつながり、それぞれが掛川で希望（夢）の見えるまちづくりを目指すものとなっています。



2 施策の柱

基本理念に対し、施策を展開していく上で柱となるものが必要となってきます。

社会生活において生きていく上で他者とつながることで生活が成り立っています。

人々が希望を持って生活していくためには、多種多様な「つながり」による豊かな生活環境整備が必要です。

また、日本人市民、外国人市民が共に地域の仲間として生活していく上でも重要となってくるのが、それぞれ「つながる」ことであり、「つながる」ためにはどのような施策が必要か、「つなぐ」をキーワードとして「人につなぐ」「地域につなぐ」「未来につなぐ」の3つの柱を考えていきます。

さらに、今までは外国人市民が何かをしてもらうという考えがありましたが、「共に生活していく仲間」として、お互いの意識を高め、お互いに何ができるか、そのためには何が必要かも考えます。

I 人につなぐ

多文化共生社会を推進していく中で、まず重要となるのが日本人市民と外国人市民とつながることと考えます。お互いに理解をして、地域の仲間として生活していくためには、ことばの壁やお互いの文化を知ることについて取り組む必要があります。ここでは「コミュニケーションの支援」や「異文化の認識」に努めます。

II 地域につなぐ

外国人市民が地域で安心した生活を送るためには、地域、関係団体、企業、学校などとのつながりが重要です。ここでは自治会への加入、地域のキーパーソンの発掘、安心して医療を受けることができる環境、防災リーダーの育成など、地域社会での「協働の推進」や「防犯・防災への対応」、「雇用の充実」等に努めます。

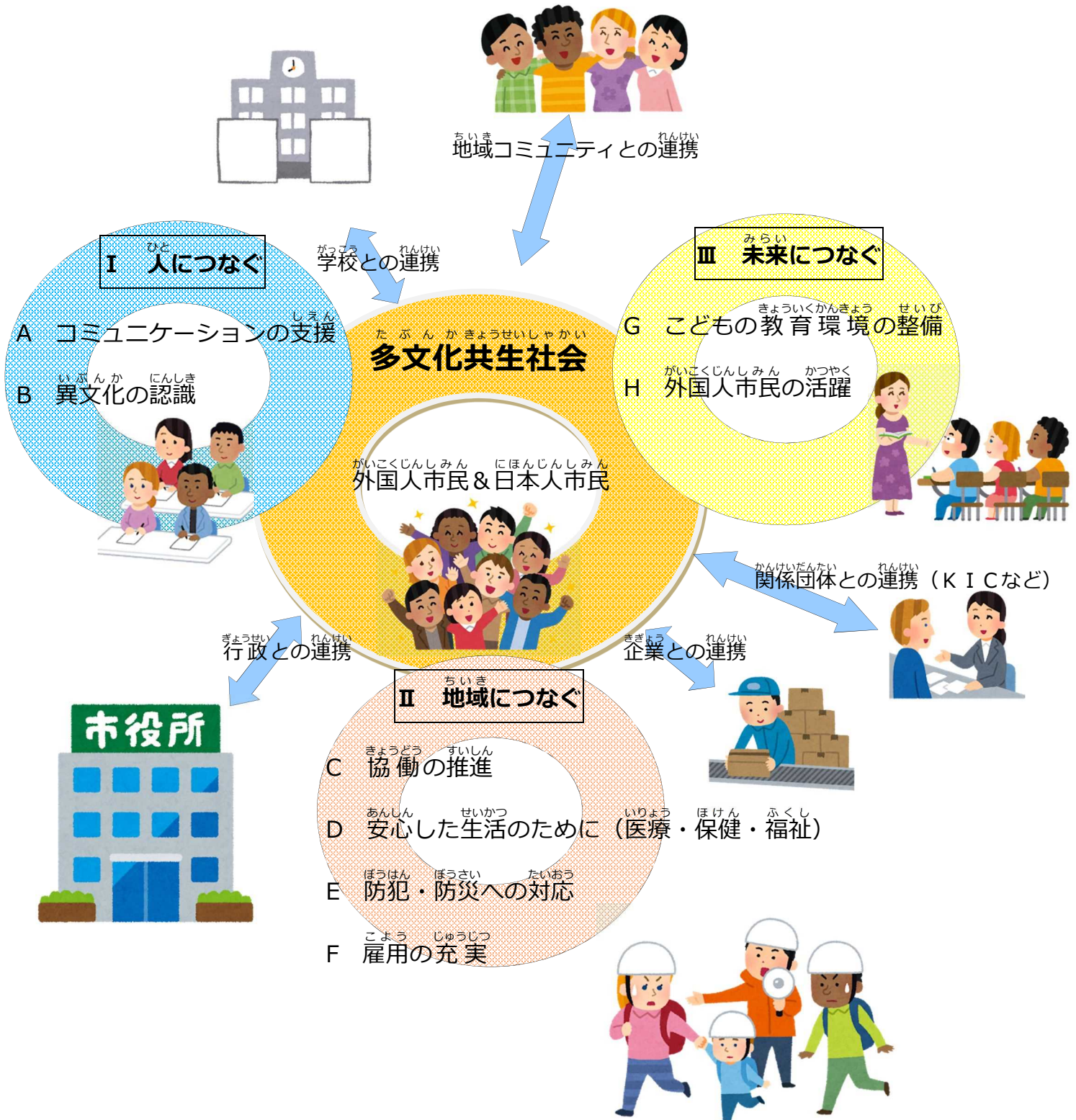
III 未来につなぐ

基本理念に「それぞれが掛川で希望（夢）の見えるまちづくりを旨とする」とあります。ここに掛川で生活するという意味が見出されます。今までの取り組みやこれからの取り組みが希望（夢）につながることが重要です。特に、第2世代と呼ばれる日本で育った世代が活躍できる社会にする必要があります。ここでは「こどもの教育環境の整備」や「外国人市民の活躍」に努めます。

3 掛けわしたぶんかきょうせいすいしん
掛川市多文化共生推進のイメージ

多様性を活かし ともに支え合い 未来につなぐまちづくり

～Working for Each Other with Diversity to Build a Future Community～



4 施策の推進体制

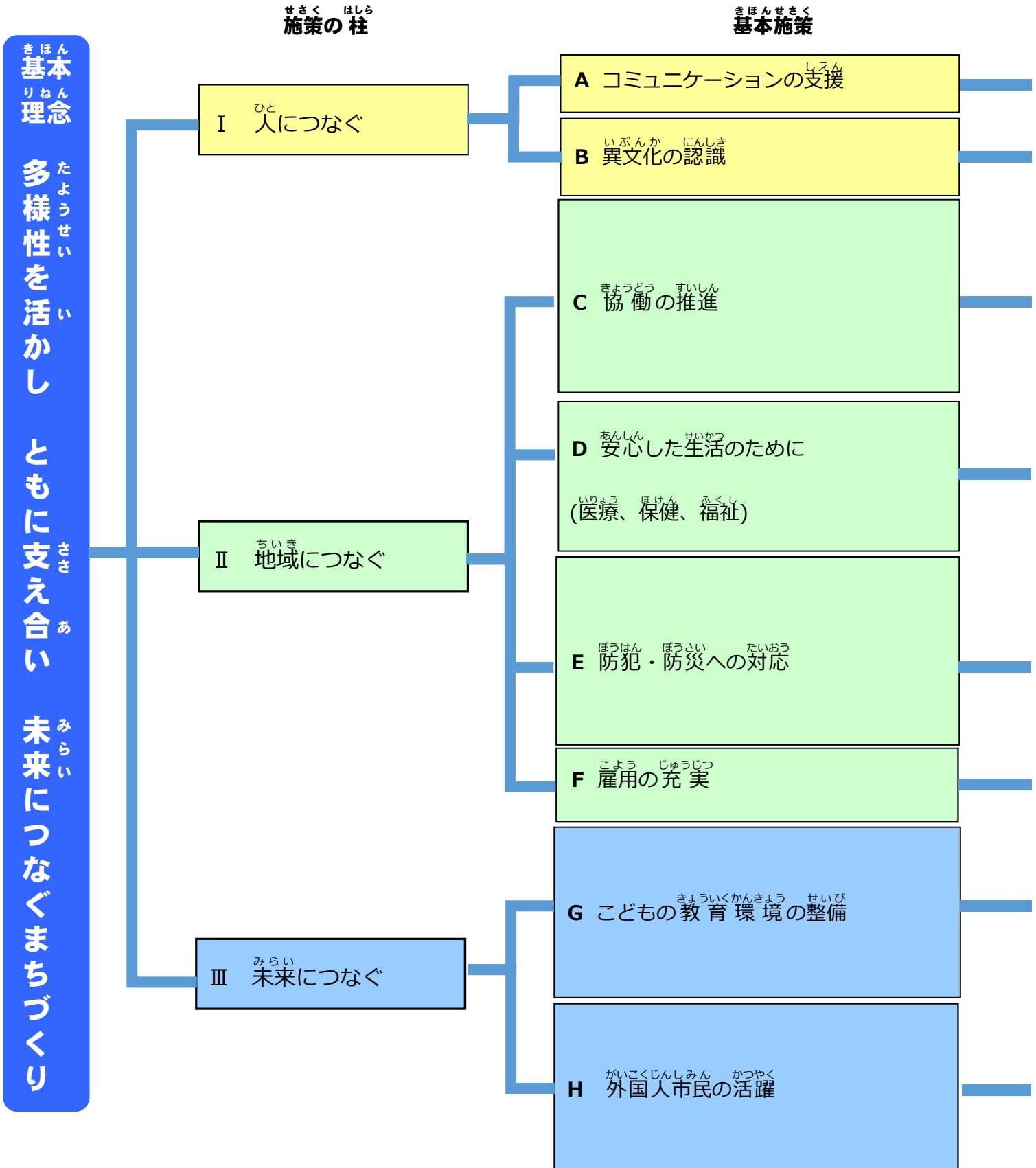
このプランの中で挙げている施策については、市民等とともに市役所の所管課がそれぞれPDCAサイクル※により実施し、掛川市多文化共生社会推進協議会においてもプランの進捗状況の確認や新たな課題への対応について検討を行います。市民(日本人市民、外国人市民)や企業等、さまざまな立場の人たちが協働で推進していくことで、多文化共生の意識が地域に根付き、お互いが思いやりつながる、多様性を活かしたまちづくりを目指します。

※PDCAサイクル・・・「計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)」という4つのサイクルで管理することにより、業務を継続的に改善する。



第4章 プランの内容

1 体系図



具体的な施策

1. 多言語やさしい日本語による行政・生活情報の提供
2. ICT等の多様なツールの活用
3. 日本語教育の推進
4. 外国人生活相談窓口の充実
5. 日本文化への理解の促進
6. 外国文化・習慣の気付き
7. 外国人市民の社会参画
8. キーパーソンの発掘（地域・企業）
9. 多文化共生の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働
10. 外国人住民の地域社会への参画（自治会・PTA等）
11. 外国人の人権の視点に立った相談体制の整備
12. 医療等に対する情報の多言語化、やさしい日本語化
13. 健康診断や健康相談等における対応
14. 感染症流行時における対応
15. 居住支援に関する情報提供
16. 交通安全・防犯意識の啓発
17. 外国人に関する防災対策の推進
18. 災害時の多言語情報提供手段の体制整備
19. 外国人防災リーダーの育成
20. 自主防災会等への参加の促進
21. 企業に対する外国人の生活・就業環境の改善についての働きかけ
22. 就業支援
23. 教育環境・体制の充実
24. 日本の教育制度の理解促進
25. 不就学に対する支援体制の充実
26. 地域ぐるみの取組の促進
27. 国際交流への意識付け
28. 多文化の考え方に基づく教育の推進
29. 外国人も活躍できる地域づくり（多様性を活かした地域づくり）
30. 多文化共生を感じる機会の創出
31. グローバル化への対応
32. 外国人市民による掛川市の魅力の発信
33. 第2世代の社会参画の推進
34. 希望の見えるまち・誰もが住みたくなるまちに

2 施策の一覧

(1) 人につなぐ

基本施策A コミュニケーションの支援

具体的な施策

- 【重点1】 1 多言語・やさしい日本語による行政・生活情報の提供
- 2 ICT等の多様なツールの活用
- 【重点2】 3 日本語教育の推進
- 4 外国人生活相談窓口の充実

基本施策B 異文化の認識

具体的な施策

- 5 日本文化への理解の促進
- 6 外国文化・習慣の気付き



日本語教室の様子



ワールドクッキング

(2) 地域につなぐ

基本施策C 協働の推進

具体的な施策

- 7 外国人市民の社会参画
- 8 キーパーソンの発掘（地域・企業）
- 【重点3】9 多文化共生の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働
- 10 外国人住民の地域社会への参画（自治会・PTA等）
- 11 外国人の人権の視点に立った相談体制の整備

基本施策D 安心した生活のために（医療、保健、福祉）

具体的な施策

- 12 医療等に対する情報の多言語化、やさしい日本語化
- 13 健康診断や健康相談等における対応
- 14 感染症流行時における対応
- 15 居住支援に関する情報提供

基本施策E 防犯・防災への対応

具体的な施策

- 16 交通安全・防犯意識の啓発
- 【重点4】17 外国人に関する防災対策の推進
- 18 災害時の多言語情報提供手段の体制整備
- 19 外国人防災リーダーの育成
- 20 自主防災会等への参加の促進



防災研修会

基本施策F 雇用の充実

具体的な施策

- 21 企業に対する外国人の生活・就業環境の改善についての働きかけ
- 22 就業支援



みらい
(3) 未来につなぐ

基本施策G **こどもの教育環境の整備**

ぐたいてき せさく
具体的な施策

- 23 教育環境・体制の充実
- 24 日本の教育制度の理解促進
- 25 不_ふ就_{しゅう}学_{がく}に対する支援体制の充実
- 26 地域ぐるみの取組の促進
- 27 国際交_{こくさいこうりゅう}流_{りゅう}への意識付け
- 【重点5】28 多文化の考_{たぶんか}え_{かんが}方_{かた}に基_{もと}づく教育の推_{きょういく}進_{すいしん}



インターナショナルフェア

基本施策H **外国人市民の活躍**

ぐたいてき せさく
具体的な施策

- 29 外国人も活躍できる地域づくり（多様性を活かした地域づくり）
- 30 多文化共生を感じる機_{たぶんか きょうせい かん みるき かい そうしゅつ}会の創_そ出_{しゅつ}
- 31 グローバル化への対_{か たいおう}応_{おう}
- 32 外国人市民による掛川市の魅力の発_{がいこくじんしんみん かけがわし みるよく ほんしん}信_{しん}
- 【重点6】33 第2世代の社会参画の推_{だい せだい しゃかいさんかく すいしん}進_{しん}
- 34 希_{きぼう}望_{ぼう}の見えるま_みち_み・誰_{だれ}も_もが住_すみたくなるま_すちに



ラグビーワールドカップ開催時街中の様子

第5章 プランの施策

1 重点施策

このプランの中では、(1) 人につなぐ、(2) 地域につなぐ、(3) 未来につなぐ の3つの柱について8つの基本施策、34の具体的な施策を挙げています。この34の具体的な施策の中で早急に実施しなければいけないもの、安心して暮らしていく上で欠くことのできないもの、市民が強く望んでいるもの等のうち以下の6つを、第2次プランでの進捗状況も考慮し、重点施策としました。

重点1 多言語・やさしい日本語による行政・生活情報の提供

重点2 日本語教育の推進

重点3 多文化共生の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働

重点4 外国人に関する防災対策の推進

重点5 多文化の考え方に基づく教育の推進

重点6 第2世代の社会参画の推進

じゅうてん
重点1



たげんご にほんご ぎょうせい せいかつじょうほう ていきょう ぐたいてき せさく
多言語・やさしい日本語による行政・生活情報の提供(具体的な施策No.1)

がいこくじんしみん とち ちいき なかま せいかつ うえ ぎょうせい かん じょうほう せいかつじょうほう
外国人市民も共に地域の仲間として生活していく上で、行政に関する情報や生活情報、
じちかい じょうほうていきょう せいかく ていきょう がいこくじんしみん と のこ にほんじん
自治会などの情報提供を正確に提供すること、外国人市民を取り残すことなく、日本人
しみん どうよう ぎょうせい う あんしん せいかつ じゅうよう
市民と同様に行政サービスを受け、安心して生活することが重要です。

ただし、サービスを受ける側として生活するだけではなく、納税などの市民として果た
さなければならぬ義務について知ることや、地域コミュニティでの決まりごと、お祭り
などの地域が主催するイベント等について、やさしい日本語を含む多言語での情報提供
やICTを活用した情報提供ができる環境を整備していくことに努めます。

せさく ないよう
施策の内容

- かけがわしたげんごせいかつじょうほう せいび こうしん
掛川市多言語生活情報ガイドの整備・更新
- まどぐち しぜいせいど しゅうち しんき
窓口、ホームページなどでの市税制度の周知 《新規》
- たげんごばんこうほう さくせい
多言語版広報の作成
- はいりよ うんえい
アクセシビリティに配慮したHPの運営
- てんにゅうどう じゅうきいどうじ じちかい だ かた とく りゅうい ないよう せつめい
転入等の住記異動時に自治会やごみの出し方など特に留意すべき内容の説明
- たげんごばん ぶんべつ さくせい
多言語版ごみ分別マニュアル作成
- まどぐち こうほうし つう けんこうほけん ねんきんせいど しゅうち
窓口、広報誌などを通じた健康保険、年金制度の周知

ねんご どうたつちくひょう
5年後の到達目標

- たげんご にほんご ぶく じょうほうていきょう
多言語(やさしい日本語を含む)による情報提供ができている。
- じちかい ぜいきん けんこうほけん にほん せいど りかい がいこくじん ぶ
自治会や税金、健康保険など日本の制度を理解している外国人が増えている。
- がいこくじん てんにゅうじ せいかつ ひつよう じょうほう ただ せつめい ていきょう
外国人の転入時に、生活に必要な情報が正しく説明・提供されている。
- つうやく ほんやく ひつよう よういん かんきょう せいび
通訳や翻訳に必要な要員や環境が整備されている。

しょかんか
所管課

まかくせいさくか のうぜいか しぜいか しちょうせいさくしつ せいさくか しみんか かんきょうせいさくか
企画政策課、納税課、市税課、市長政策室、IT政策課、市民課、環境政策課、
こくほねんきんか
国保年金課

じゅうてん
重点2



にほんごきょういく すいしん ぐたいてき せさく
日本語教育の推進（具体的な施策No.3）

日本語でコミュニケーションを取れるようすることが、仕事や人と人とのつきあいを安定させ、こどもの学力向上や言葉のハンデを越えることができると考えます。日本語教育の推進に関する法律に規定された基本理念や地方公共団体としての責務に則り、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施します。

また、地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する機関や団体等と連携をし、その体制の整備に努めます。

せさく ないよう
施策の内容

- 日本語教室の実施
- 外国人技能実習生日本語研修
- 外国人児童等教育相談事業
- 日本語初期指導の実施

ねんご とうたつちくひょう
5年後の到達目標

- やさしい日本語が理解できる外国人市民が増えている。
- 企業等と連携した日本語研修が実施されている。
- 外国人児童生徒等が学校生活に適応できている。
- 不登校や不就学の外国人児童生徒が減少している。

しよかんか
所管課

きかくせいさくか さんぎょうろうどうせいさくか がっこうきょういくか
企画政策課、産業労働政策課、学校教育課

重点3



多文化共生の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働
(具体的な施策No.9)

日本人市民、外国人市民共に希望を持って生活していく多文化共生を推進するためには、多種多様な連携(つながり)による豊かな生活環境整備が重要です。生活の基盤となる、地域社会や就労先、学校等において人の交流やつながり、助け合いを充実するために連携を強化することに努めます。

また、この取り組みにより、地域社会において外国人市民が共に生活する仲間として、その地域を支える担い手となることを目指します。

施策の内容

- 国際交流センターとの連携
- 地区文化祭等での交流促進 《新規》
- 雇用対策協定に基づく事業計画の推進

5年後の到達目標

- 国際交流センターを通じた外国人コミュニティ等との連携がとれている。
- 地域における行事等に外国人市民が参画している。
- 静岡労働局と連携して生活支援と就労支援ができています。

所管課

企画政策課、生涯学習協働推進課、産業労働政策課

重点4



外国人に関する防災対策の推進（具体的な施策No.17）

災害時において速やかに正確な情報を得ることは、命を救う上で非常に重要です。災害時における考え方の一つとなる、自分自身の安全を守る『自助』、地域やコミュニティといった周囲の人たちの助け合いによる『共助』、地方自治体や国などの公的機関の救助や支援などの『公助』の自助：共助：公助の担う割合は、7：2：1となっており、自らが情報を得て行動することが災害時において重要です。また、外国人市民を災害時の支援の対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手と位置づけることが求められます。同報無線の放送内容、気象情報、土砂災害警戒情報、防犯・交通情報など、外国人市民に平時から、できるだけ速やかに、可能な限り短時間で精度が高い翻訳をした情報提供ができるようその体制の整備に努めます。

また、平時の命に関わるものの一つとして、火災や救急通報があげられます。命に関わるような大変なときに言葉の壁によって乗り越えられないことが無いように取り組みます。

施策の内容

- 多言語での情報発信の整備
- 火災、救急通報への多言語対応

5年後の到達目標

- ホームページやSNS等により多言語での情報発信が実施されている。
- 火災・救急通報への多言語対応がされている。
- 外国人市民が避難所の担い手として活動している。

所管課

危機管理課、消防総務課

重点5



多文化の考え方に基づく教育の推進（具体的な施策No.28）

多文化共生の考えの中には、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とあるように、相互理解することが重要です。

外国人市民に日本の文化を紹介する一方的な交流ではなく、視点を変えて、日本人市民が外国人市民やその国に対して興味を持ち、相互交流できるように多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育の推進に努めます。

施策の内容

- 多文化に触れる教育の推進
- 授業における国際教育の実施

5年後の到達目標

- 外国語や外国の文化、習慣に興味を持つ児童が増えている。
- 全ての児童生徒に多文化共生や異文化理解の促進がされている。
- 英語を使ったコミュニケーションが図られている。

所管課

こども希望課、学校教育課

重点6



第2世代の社会参画の推進（具体的な施策No.33）

第1世代となる親世代と一緒に来日したり、外国にルーツを持ち、日本で生まれて育った第2世代は、自国の文化に加え、日本で生活していることによって日本の文化や習慣などを理解していることにより、今後の多文化共生におけるキーマンになると考えます。

このような第2世代の活躍は、多文化共生を大きく推進するものとなると考えます。

関係する組織や団体と連携することにより、活躍する第2世代を発掘し、その活躍を広く紹介すると共に、第2世代が活躍するにはどのようなことが必要かということをも具体的に考えていきます。

施策の内容

- 活躍する第2世代の発掘 《新規》

5年後の到達目標

- 第2世代が活躍する地域活動が実施されている。

所管課

企画政策課



せさくすいしんじぎやう いちらん
2 施策推進事業の一覧

(1) 人につなぐ

A コミュニケーションの支援

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
1	【重点1】 多言語・やさしい日本語による行政・生活情報の提供	① 掛川市多言語生活情報ガイドの整備・更新	外国人市民への情報提供のためのホームページの更新を行う。	企画政策課	継続
		② 窓口、ホームページなどでの市税制度の周知	市税についてのパンフレットを作成し、制度の周知を図り理解を深めるように努める。	納税課・市税課	新規
		③ 多言語版広報の作成	多言語アプリ「カタログポケット」で、広報紙の16ページ程度を日本語を含む10か国語で翻訳を行う。(携帯電話で閲覧の場合は音訳機能あり)	市長政策室	継続
		④ アクセシビリティに配慮したHPの運営	市ホームページの多言語翻訳、ふりがな、音声読み上げなどの機能の継続を行う。	IT政策課	継続
		⑤ 転入等の住記異動時に自治会やごみの出し方など特に留意すべき内容の説明の実施	来庁者に対応した言語のマニュアルや案内、パンフレットを渡し、説明を続けていく。また、窓口委託についても、多文化共生社会において果たすべき役割・責務を認識し、人権啓発に取り組んでいる業者としている。	市民課	継続
		⑥ 多言語版ごみ分別マニュアル作成	多言語版ごみ分別マニュアル作成し、適宜見直しを行う。	環境政策課	継続
		⑦ 窓口、広報誌などを通じた健康保険、年金制度の周知	国県等のパンフレットを活用する。不足するものについてはパンフレットを作成し、制度の周知を図っていく。また、通訳・翻訳タブレットを活用し理解を深めるように努める。	国保年金課	継続
2	ICT等の多様なツールの活用	① タブレット端末等による翻訳ツールの活用	窓口業務における翻訳ツールの配備を行う。	企画政策課	継続
3	【重点2】 日本語教育の推進	① 日本語教室の実施	国際交流センターに委託し、年3期、1期ごと10回程度実施する。	企画政策課	継続
		② 外国人技能実習生日本語研修の実施	県主催、市共催事業。技能検定基礎級学科試験の日本語レベルに合わせた基礎的な日本語の研修を実施する。	産業労働政策課	継続
		③ 外国人児童等教育相談事業の実施	外国人児童生徒の母語を理解でき、かつ教育相談活動を行うことのできる外国人児童生徒教育相談員を学校に派遣し、外国籍児童生徒の就学を支援する。	学校教育課	継続
		④ 日本語初期指導の実施	掛川市、菊川市、御前崎市の3市で「小笠地区定住外国人児童生徒就学促進連絡協議会」を発足し、日本語初期指導を実施する。	学校教育課	継続
4	外国人相談窓口の充実	① 外国人生活相談窓口事業の実施	外国人市民の抱える問題を解決するために掛川国際交流センターへ委託し、相談窓口を設置する。	企画政策課	継続

B 異文化の認識

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
5	日本社会・文化への理解の促進	① 自治区加入案内及び自治区回覧板による自治会の役割等案内の実施	市民課窓口において、外国人転入者に多言語版の自治区加入促進パンフレットを配布するとともに、「やさしい日本語」を用いて作成した回覧板で自治会の役割等をお知らせすることで、日本社会・文化への理解促進につなげる。	生涯学習協働推進課	継続
		② 掛川国際交流センターと連携したイベントの実施	かけがわ茶エンナーレ時、掛川国際交流センターの既存事業と連携し、掛川市の茶文化を体験するプログラムを検討する。	文化・スポーツ振興課	新規
		③ 文化・歴史に関する多言語パンフレットの作成	多言語観光パンフレットの改定及び増刷を必要に応じて行い、内容を充実させPRを進める。	観光・シティプロモーション課	継続
6	外国文化・習慣の気付き	① インターナショナルフェアの開催	イベントを通じて外国人市民の状況について、気づきの機会を創出をする。	企画政策課	新規
		② 授業における国際教育の実施	外国語活動や英語科等の教科・領域の授業を通じて、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力の育成を図る。 授業で使う掛川市の副読本に外国籍児童が登場していることで、多文化共生の意識を高める。	学校教育課	継続

(2) 地域につなぐ

C 協働の推進

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
7	外国人市民の社会参画	① 多文化共生社会推進協議会の開催	学識経験者や日本人市民、外国人市民等を委員とする協議会を開催する。	企画政策課	継続
8	キーパーソンの発掘(地域・企業)	① 広報かけがわへの人物・活動紹介	広報かけがわ「かけがわこの人」や特集企画中のインタビューなど、毎年1人以上を拾い上げ、外国人の頑張り・活躍を紹介する。	市長政策室	継続
		② 地区・自治区と関係機関等との人材情報などの共有化の実施	外国人住民とのコミュニケーション体制の確保に向け、各地区・自治区と関係機関等が連携し、人材情報などを共有できる仕組みを調査・研究する。	生涯学習協働推進課	新規
		③ 企業訪問事業の実施	企業訪問時において、外国人従業員との関係で参考事例となり得るものの情報共有を図る。	企画政策課	新規
9	【重点3】 多文化共生の推進に寄与する組織・団体・企業・学校等との連携・協働	① 国際交流センターとの連携	各種事業を通して、掛川国際交流センターと協議や情報共有を行うことにより、多文化共生の推進を図る。	企画政策課	継続
		② 地区文化祭等での交流促進	地区まちづくり協議会が主催する文化祭等への参加、出店を促し、地域との交流、相互理解の場を設ける。	生涯学習協働推進課	新規
		③ 雇用対策協定に基づく事業計画の推進	市及び労働局が掛川市雇用対策協定に基づき、事業計画を推進させるため、定期的に協議を行う。	産業労働政策課	継続
10	外国人住民の地域社会への参画(自治会・PTA等)	① 自治会加入案内の実施	市民課窓口において、外国人転入者に多言語版の自治会加入促進パンフレットを配布する。	生涯学習協働推進課	継続
		② PTA活動を通じた交流の実施	入園時においてPTAへの参加の呼びかけを行うとともに、通訳等必要に応じて外国人支援員による支援を行う。 ※日本人と同様PTAに加入することが通例となっている。	こども希望課	新規
		③ 奉仕作業等のPTA活動に、外国人児童生徒の保護者が積極的に参加できるように支援を行う。	学校教育課	新規	
11	外国人の人権の視点に立った相談体制の整備	① 外国人生活相談窓口事業の実施(再掲)	外国人市民の抱える問題を解決するために掛川国際交流センターへ委託し、相談窓口を設置する。	企画政策課	継続
		② 人権身の上相談の実施	毎月4回(掛川=第1・3金曜、大東=第2金曜、大須賀=第4金曜)人権身の上相談を実施する。	福祉課	継続
		③ 外国人の仕事の相談センターの周知	県実施事業である仕事が見たい、正社員になりたい外国人の相談窓口を周知する。	産業労働政策課	継続
		④ 外国人児童等教育相談事業の実施	外国人支援室に午後2時から5時まで、外国人児童生徒等支援員を配置し、相談・通訳・翻訳業務を行う。年3回「外国人相談week」として、学校生活に関する相談会を実施する。	学校教育課	継続

D 安心した生活のために(医療・保健・福祉)

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
12	医療等に対する情報の多言語化、やさしい日本語化	① 「子どもの急病対応ガイドブック」の発行	子どもの急病時の対応方法が記載されている「やさしい日本語版子どもの急病対応ガイドブック」を増刷する。	健康医療課	継続
		② 問診票のやさしい日本語化	中東遠総合医療センターの問診票等のやさしい日本語化へ向けた改正を要望する。	健康医療課	継続
		③ 急患診療所の多言語対応	小笠掛川急患診療所に多言語タブレットを配置する。	健康医療課	新規
13	健康診断や健康相談等における対応	① 【母子保健】 乳幼児健康診査、子育て相談、ふくしあ子育て相談・母子手帳の発行	1歳6か月児・2歳2か月児・3歳の健康診査の実施を行う。また、6か月児相談、各子育て相談の実施をし、多言語問診票や翻訳タブレットの利用を図る。母子手帳の多言語版の発行をする。	健康医療課	継続
		② 【成人保健】 子宮頸がん検診 乳がん検診	子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン送付時に多言語案内通知を実施する。	健康医療課	継続
14	感染症流行時における対応	① 感染症の相談、受診方法等の周知	国が開設した外国語対応ホームページ、多言語相談ホットラインを、市のホームページを活用し周知する。	健康医療課	継続
15	居住支援に関する情報提供	① 公営住宅入居等に関する支援	住宅供給公社と連携し、入居案内や入居者への通知を多言語に対応する。	都市政策課	継続

E 防犯・防災への対応

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
16	交通安全・防犯意識の啓発	① 関係団体による啓発活動の実施	交通安全、防犯講習等で啓発を実施する。	危機管理課	継続
17	【重点4】 外国人に関する防災対策の推進	① 多言語での情報発信の整備	災害情報等の配信方法、システム改修について検討する。	危機管理課	継続
		② 火災、救急通報への多言語対応	指令台における多言語対応(多言語通訳コールセンターとの3者通話)を行い、救急車への多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」の活用を行う。	消防総務課	継続
18	災害時の多言語情報提供手段の体制整備	① 同報無線の多言語放送の検討	同報無線放送について、今後もポルトガル語のほか多言語放送について検討していく。	危機管理課	継続
19	外国人防災リーダーの育成	① 外国人の防災リーダー養成講座受講促進	関係部署や国際交流センターと連携し、外国人防災リーダー養成講座受講を促す。	危機管理課	継続
20	自主防災会等への参画の促進	① 外国人の防災訓練や防災研修会への参加促進	外国人が参加できる環境づくりや防災について理解を深めるプログラムを検討する。	危機管理課	継続

F 雇用の充実

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
21	企業に対する外国人の生活・就業環境の改善についての働きかけ	① 外国人正社員就労相談センターの周知	けんいたくじぎやう がいこくじん こやう きぎやう みなさま 県委託事業。外国人を雇用する企業の皆様の様々な悩みをサポートする。	さんぎやうどうせいさくか 産業労働政策課	けいぞく 継続
22	就業支援	① 外国人の仕事の相談センターの周知 【再掲 No.11に同じ】 ② 外国人就労・定着支援研修の実施	① 県実施事業である仕事がしたい、正社員になりたい外国人の相談窓口を周知する。 ② ハローワークが実施。国内企業における安定的な就職の促進を図る。	さんぎやうどうせいさくか 産業労働政策課	けいぞく 継続

(3) 未来につなぐ

G こどもの教育環境の整備

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
23	教育環境・体制の充実	① 外国人支援員の配置	北部と南部それぞれに外国人支援員を1名配置し、各園作成の通信の翻訳、個別相談等にきめ細かく対応する。また、私立園に対する支援にも引き続き努める。	こども希望課	継続
		② 外国人保育の推進	保育園等の外国人受入促進と体制構築を支援するため、一定以上の外国人在籍の保育園等に対して補助金を交付する。	こども希望課	継続
		③ 外国人児童等教育相談事業の実施	年3回「外国人相談Week」として、来年度入学する園児の保護者を対象とした相談会を実施する。	学校教育課	継続
		④ 就学児童管理事業の実施	小学校就学前の児童の健康診断・知能検査を実施し、児童の健康保持増進を図るとともに、知能検査の結果により、就学指導対象児の確認を行う。	学校教育課	継続
24	日本の教育制度の理解促進	① 外国人生活相談窓口事業の実施(再掲)	外国人生活相談窓口事業の一つとして、外国人児童生徒及び保護者への支援を実施する。	企画政策課	継続
		② 外国人児童等教育相談事業	年3回「外国人相談Week」として、来年度入学する園児の保護者を対象とした相談会を実施する。	学校教育課	継続
		③ 虹の架け橋との連携	虹の架け橋と連携し、日本語や学校生活の指導を行ってから、学校に就学する流れを進める。	学校教育課	継続
25	不就学に対する支援体制の充実	① 県、他課との連携	県の不就学実態調査を実施し、実態の把握を行う。また、市民課、こども希望課、福祉課とも連携を図る。次年度小学校入学予定児童の就学希望の把握と入学案内を行う。郵送による案内に加え、必要に応じて電話連絡や家庭訪問を行う。	学校教育課	継続
26	地域ぐるみの取組の促進	① 先進事例の調査・報告や現状把握調査等の実施	地域ぐるみ活動の先進事例調査や外国人市民向けのアンケート調査の実施により、在住外国人市民の課題等の把握を行い、その結果を協議会等へ報告し、施策への反映を行う。	企画政策課	新規
		② 地区・自治区が開催する各種事業等の「やさしい日本語」を用いた参加呼び掛けの実施	各地区・自治区が、積極的に「やさしい日本語」を用いて事業等の周知を行うよう、各種機会を通じて区長他へ呼び掛け、地域のイベント等に外国人市民及び児童生徒が積極的に参加できるように努める。	生涯学習協働推進課	拡充
		③ 子育てコンシェルジュ事業(子育ての相談先)の案内	子育てコンシェルジュが1歳児訪問や転入者訪問をし、遊びの紹介や子育ての悩みを傾聴し助言することで育児不安の解消や家庭での子育て力の向上につなげる。	こども政策課	継続

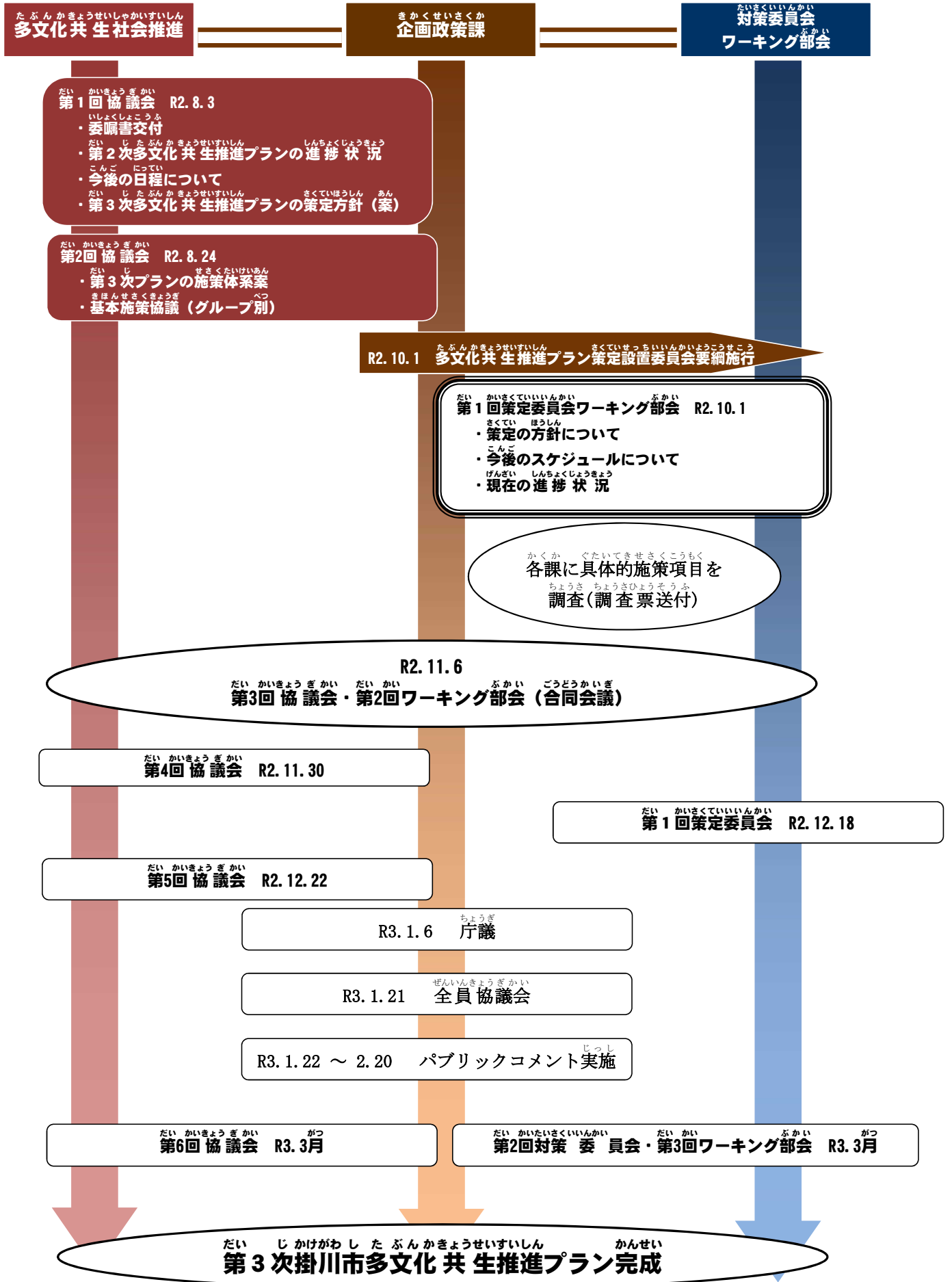
27	国際交流への意識 付け	①	国際姉妹都市交流事業	姉妹都市との親善・交流を図ることにより、異文化体験を通じて国際的な教養及び感性を養う。	企画政策課	継続
		②	授業における国際教育の実施	外国語活動や英語科等の教科・領域の授業を通じて、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力の育成を図る。 授業で使う掛川市の副読本に外国籍児童が登場していることで、多文化共生の意識を高める。	学校教育課	継続
28	【重点5】 多文化の考え方に基 づく教育の推進	①	多文化に触れる教育の推進	ALTの各園訪問や絵カード活用により、異なる言語、文化、習慣等に触れる教育の推進を行う。	こども希望課	継続
		②	授業における国際教育の実施(再掲)	外国語活動や英語科等の教科・領域の授業を通じて、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力の育成を図る。 授業で使う掛川市の副読本に外国籍児童が登場していることで、多文化共生の意識を高める。	学校教育課	継続

H 外国人市民の活躍

No.	具体的な施策	主な事業	事業の内容	担当課	区分
29	外国人も活躍できる地域づくり(多様性を活かした地域づくり)	外国人市民の地区活動への参加の促進	防災訓練等、地区活動への外国人市民の参加のきっかけ作りを行い、参加の促進を図る。	企画政策課	継続
30	多文化共生を感じる機会の創出	インターナショナルフェアの開催(再掲)	イベントを通じて外国人市民の状況について、気づきの機会を創出する。	企画政策課	新規
31	グローバル化への対応	外国人の自治会役員への登用	自治会三役やブロック長などの自治会役員に、外国人を積極的に登用する自治会を増やす。	生涯学習協働推進課	継続
32	外国人市民による掛川市の魅力の発信	外国人市民によるSNS等を活用した海外に向けた掛川市の魅力発信	外国人市民が、SNS等により、掛川市の暮らしや観光の魅力を発信することで、世界中から掛川市への関心を高める。	観光・シティプロモーション課	新規
33	【重点6】 第2世代の社会参画の推進	活躍する第2世代の発掘	関係機関と協働し、掛川市で活躍する第2世代を発掘することにより、今後のホームページや広報等で活躍を紹介し、多文化共生社会の推進を図る。	企画政策課	新規
34	希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまちに	多文化共生社会推進協議会(再掲)	協議会によって多文化共生社会推進に関する計画の進捗状況管理や現況にあった課題に向けての協議・検討を行う。	企画政策課	継続

参 考 资 料

だい じ かけがわした ぶん かきょうせいすいしん さくてい ぜんたいについて
第3次掛川市多文化共生推進プラン策定 全体日程



掛川市多文化共生社会推進協議会規程

(設置)

第1条 多文化共生社会を実現するため、掛川市多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）に基づく施策の推進を図るため、掛川市多文化共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市が行う多文化共生推進施策に関すること。
- (2) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他多文化共生の推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 教育機関の代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

2 委員は、男女の委員の数が同数となるように努めなければならない。

3 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、多文化共生の推進及びプランの進捗管理に関する事項について助言を行うアドバイザーを置くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 会長及び委員の会議出席に係る報酬等は、掛川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年掛川市条例第32号）の定めるところによる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画政策部企画政策課に置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

掛川市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第3次掛川市多文化共生推進プラン策定に向けた市役所における取り組みを推進するため、掛川市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議を行う。

- (1) 第3次掛川市多文化共生推進プランの調査研究及び施策案の検討に関すること
- (2) このプランについての普及宣伝に関すること
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 委員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 策定委員会にアドバイザーを置くことができるものとし、委員長が委嘱する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキング部会の設置)

第6条 第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、策定委員会にワーキング部会を置くことができる。

- 2 ワーキング部会に部会長を置くものとし、企画政策部企画政策課長をもって充てる。
- 3 部会員は別紙2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 ワーキング部会にアドバイザーを置くことができるものとし、第3条第4項のアドバイザーをもって充てる。
- 5 前4項に定めるもののほか、ワーキング部会に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第7条

策定委員会及びワーキング部会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、策定委員会が第2条に規定する所掌事務が終了した日に、その効力を失う。

令和2年度 掛川市多文化共生社会推進協議会 委員名簿

本プランの策定に当たり、さまざまな分野の方々の幅広い知識と経験を基にした意見を伺うため開催。

No.	分類	氏名	備考(職業、出身国等)
1	会長	池上 重弘	静岡文化芸術大学教授 英語・中国語教育センター長
2	副会長	岸川 順子	KIC事務局長
3	教育機関	佐藤 裕子	桜木小学校長
4	自治会	鈴木 浩	区長会連合会副会長
5	市民	赤堀 嘉範	ピーケー赤堀 専務
6	市民	落合 さをり	松下金属工業株式会社 総務課
7	市民	落合 満江	南郷(防災分野)
8	教育機関	板垣 晶行	静岡国際言語学院 学院長
9	外国人	ナス・ソマ	バングラデシュ出身
10	外国人	浦添 龍己	ブラジル出身
11	外国人	牛 淑娟	中国出身
12	外国人	ポストロム・ジョン	アメリカ出身
13	外国人	オウス・ジョン・ヤウ	ガーナ出身
14	外国人	酒井 ロセル	フィリピン出身

掛川市多文化共生推進プラン策定委員会委員・ワーキング部会委員名簿

本プランの策定に当たり、庁内における多文化共生施策の総合的・横断的推進と情報共有及び施策内容の協議を行うために開催。

●策定委員会

No.	職名
1	企画政策部長
2	理事 兼 協働環境部長
3	総務部長
4	健康福祉部長
5	子ども希望部長
6	産業経済部長
7	上下水道部長
8	都市建設部長
9	危機管理監
10	南部行政事務局長
11	教育部長
12	消防長
13	総務部政策官
14	企画政策部政策官
15	協働環境部政策官
16	健康福祉部政策官
17	子ども希望部政策官
18	産業経済部政策官
19	都市建設部政策官
20	上下水道部政策官
21	危機管理部政策官
22	教育部政策官
23	消防本部政策官

●ワーキング部会

No.	職名
1	企画政策課長
2	行政課人材育成係長
3	納税課収納対策室長 兼 徴収第一係長
4	市税課主幹 兼 市税総務係長
5	市長政策室広報広聴係長
6	I T 政策課情報化推進係長
7	市民課主幹 兼 住民記録係長
8	生涯学習協働推進課自治活動支援係長
9	文化・スポーツ振興課文化政策室長 兼 文化政策係長
10	環境政策課ごみ減量推進係長
11	福祉課社会福祉係長
12	健康医療課地域医療推進室長 兼 地域医療推進係長
13	健康医療課母子保健係長
14	国保年金課主幹 兼 国保年金係長
15	子ども希望課主幹兼子ども育成支援係長
16	産業労働政策課創業・労政係長
17	観光・シニア [®] DE-ジョン課主幹 兼 シニア [®] DE-ジョン係長
18	都市政策課住宅政策室長 兼 住まい・空き家対策係長
19	危機管理課防災対策係長
20	学校教育課主席指導主事 兼 指導係長
21	消防総務課警防救急係長

在留資格一覽表

2020 (令和2) 年9月現在

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動		外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項に掲げる活動を除く。)		外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動		大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(この表の興行の項に掲げる活動を除く。)		作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動		外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動		外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの	イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	5年
	2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次の活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動(2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。)			
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。)		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務	外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動		弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(この表の教授の項に掲げる活動を除く。)		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)		機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。)		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日

在留資格	本邦において行うことができる活動		該当例	在留期間		
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月		
特定技能	1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約(入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。)に基づいて行う特定産業分野(人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。)であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月		
	2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月		
技能実習	1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)		
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動				
	2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動			法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)	
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動				
	3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動				法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
		ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動				
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。)		日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月		
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動		観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間		
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学部、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動		大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月		
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動(この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。)		研修生	1年、6月又は3月		
家族滞在	この表の教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、文化活動、留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動		在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月		
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動		外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)		

在留資格	本邦において行うことができる活動 本邦において有する身分又は地位	該当例 該当例	在留期間 在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者 (入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年, 3年, 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年, 3年, 1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民, 日系3世, 中国残留邦人等	5年, 3年, 1年, 6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

1. 経緯

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生^(注)の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※現行プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
 - 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、今回改訂
- ※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長:山脇 啓造 明治大学教授)を昨年11月から本年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討【別紙1参照】

(注)「多文化共生」:国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2. 改訂のポイント【別紙2参照】

- ① **多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築**
 - ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、**多様性と包摂性のある社会を実現**することにより、**ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築**
 - ・**ICTを積極的に活用**し、行政・生活情報の多言語化を推進
 - ・「日本語教育の推進に関する法律」(令和元年法律第48号)に基づき、地域の状況に応じた**日本語教育を推進**
 - ・**災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備**
- ② **外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献**
 - ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、**地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進**
 - ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する**留学生の地域における就職を促進**
- ③ **地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保**
 - ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、**自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進**
- ④ **受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現**
 - ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、**都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備**

今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進

「地域における多文化共生推進プラン」改訂の概要

別紙2

現行プラン (2006年)

【背景・趣旨】

- 日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要。
- 都道府県・市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、外国人を地域で生活する住民として捉える観点から、総務省プランを策定。

【施策】

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化
日本語及び日本社会に関する学習支援

② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発
外国人住民の自立と社会参画

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備
地域における各主体の役割分担と連携・協働

改訂プラン (2020年)

【背景・趣旨】

- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することが必要。
- 社会経済情勢の変化を経た上で多文化共生施策を推進する今日の意義は次のとおり。
 - (1) 多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築
 - (2) 外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献
 - (3) 地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保
 - (4) 受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

【施策】

① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備
日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施

② 生活支援

教育機会の確保	適正な労働環境の確保	災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
住宅確保のための支援	感染症流行時における対応	

③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

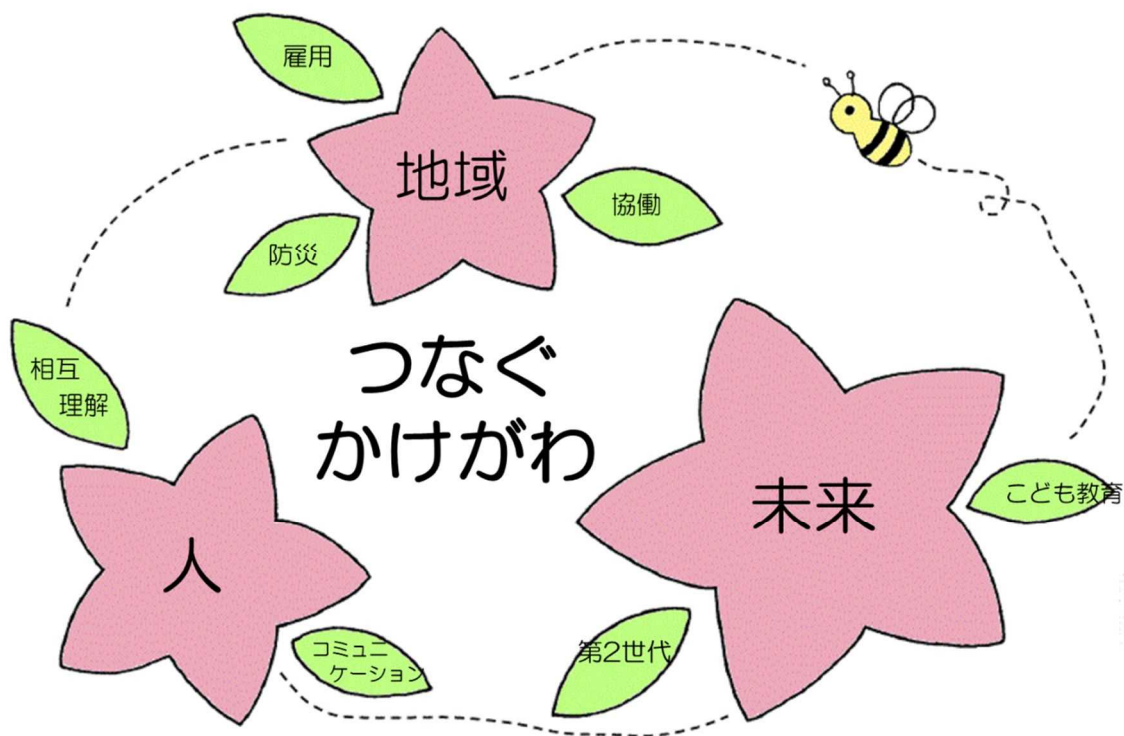
④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
留学生の地域における就職促進

多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

多文化共生の推進に係る指針・計画の策定



だいじ かけがわしたぶん かきょうせいすいしん
第3次掛川市多文化共生推進プラン

掛川市 企画政策部 企画政策課
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL:0537-21-1127 FAX:0537-21-1167
E-mail:kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp